

令和3年塩尻市議会9月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和3年9月16日（木） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第1号 令和2年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから9月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席しております。昨日に引き続き、議案の審査を行います。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。発言者は、必ずマイクを使用するようにお願いいたします。1時間ごと10分程度の休憩を入れますが、入退室は随時行ってください。

議案第1号 令和2年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長 それでは、4款衛生費1項保健衛生費144ページから、3項上水道費163ページまでの説明を求めます。

○生活環境課長 昨日、決算書77ページで、柴田委員からペーパーラボの導入状況について質問を受けまして、回答をしておりませんので、先に回答させていただきたいと思います。ペーパーラボの導入状況ですが、自治体におきましては、長野県内は塩尻市のほか、諏訪市、松本市、長野県ということで4自治体。県外の自治体におきましては、秋田県、大田区をはじめとする7県。民間企業におきましては、八十二銀行ほか18件の導入状況でしたので、回答させていただきたいと思います。

○こども課長 昨日の当委員会におきまして、3款2項1目児童福祉総務費の保育園の入所に関する質疑において、兄弟姉妹が別園に入所している世帯が25組あるという答弁に関連し、別園でもよいと回答した世帯数について、平間委員から再度の御質問をいただきましたので、その集計について御報告いたします。25組中入園申込み時における保護者の意向は、別園でも可を選択された世帯が11組、同一園を選択された世帯が14組でした。

○委員長 それぞれよろしいですか。

○平間正治委員 別園でもいいというのは14組ということですが、この解釈の仕方で、普通に考えると同じ保育園のほうがいいと考えるのは当然だと思います。そのときに同じ保育園に入れないから、別々でも仕方ないということで別々でもいいと。入れないよりも、入れればいいですよという理解だと私は思います。ですから、全部がというわけにはいかないかもしれませんが、前回の答弁でもそういう方向を目指すということをお願いしているので、方向性が変わっているわけでもないと思いますし、ぜひ全員がそのように入れるような方向で努力していただきたいと思います。要望です。

○委員長 それでは、衛生費から説明をお願いします。

○健康づくり課長 144、145ページをお願いします。4款衛生費1項1目保健衛生総務費になります。備考欄、2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費1,023万円余につきましては、保健衛生全般に関わる事務的経費になります。主なものとしまして、次のページ7つ目の黒ポツ、総合健康システム使用料700万円余につきましては、がん検診、特定健診、乳幼児健診、予防接種などの総合的な健康業務管理システムの使用料になります。

次の白丸、未熟児養育医療給付事業832万円余につきましては、養育のために入院が必要な出生体重2,000グラム以下の未熟児に対して、必要な医療の給付を行ったものです。2つ目の黒ポツ、未熟児養育医療給付金811万円余につきましては、給付対象者延べ26人に対する給付費であります。なお、この給付費の国、県、市の負担割合につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1ずつとなっております。

次の白丸、地域医療推進事業3,862万円余につきましては、決算説明資料は72ページになります。併せてお願いいたします。地域住民の健康管理、緊急医療体制を関係団体や広域圏等で構築しているもので、休日などの医科、歯科、調剤を当番制にて確保したもののほか、平日の夜間や土日祝日の二次救急医療に関わるものなどになります。7つ目の黒ポツ、病院群輪番制事業負担金1,452万円余につきましては、二次医療救急機関8病院に当番制でお願いしているものでありまして、令和2年度は1,135件の搬送がありました。

次の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業162万円につきましては、産科医の不足を松本医療圏全体でカバーするために設立した、松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会への負担金になります。共通診療ノー

トの作成や研究費用の助成をしながら、分娩医療機関と健診医療機関の役割分担をする中で、分娩医療機関の負担軽減を図り、産科医療体制を確保しているものです。

次の白丸、天使のゆりかご支援事業 1,410 万円余につきましては、不妊または不育症治療に対して、1 年度に 1 回を限度に、自己負担の 2 分の 1、30 万円を限度に 5 回まで補助するものです。2 つ目の黒ポツ、不妊治療補助金 1,409 万円余につきましては、101 人に対し補助金を交付したものであります。

次に、2 目予防費になります。備考欄、白丸、予防対策事務諸経費 2 億 1,402 万円余につきましては、決算説明資料は 73 ページをお願いします。予防対策事務諸経費は、法定の 13 種類の予防接種に関わるワクチン代や予防接種をお願いしている医師への委託料、そのほか保育園年少から高校 3 年生に相当する子どもを対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成、国の風しんに関する追加的対策として実施した風しん抗体検査委託料などに関わるものになります。令和 2 年度につきましては、10 月にロタウイルスワクチンが定期接種になったことや、子宮頸がんワクチンについて接種者数が増加したこと、また新型コロナウイルスの影響で、高齢者肺炎球菌のワクチンの接種者が増えたことなどから、定期接種に関わる消耗品や委託料等の経費が、合わせて 1,880 万円ほど増額となっております。

149 ページの最初の白丸、感染症予防等対策費 4,474 万円余につきましては、こちらの事業は感染症法に基づいて結核等の予防対策を行うものですが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施しております胸部レントゲン検査及び肺の CT 検査は実施をいたしませんでした。1 つ目の消耗品費として、4,295 万円余の支出がありますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策に関わる消耗品を購入したもので、国の地方創生臨時交付金事業として執行をしたものであります。購入した主なものはマスクでして、市民配布用として 68 万枚、医療機関等に配布用として 2 万 4,000 枚を購入しました。そのほか、手指消毒液やハンドソープ等を購入しております。

次の白丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種推進室長より説明いたします。

○新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 3,576 万円余、この事業につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を整備するための事業になります。4 つ目の黒ポツ、接種券等発行業務委託料 2,665 万円余。こちらは、3 月 1 日に開設しました市のコールセンターの運営、予約システムの構築、接種券、予診票の印刷物の納入等が含まれております。なお、この事業の財源につきましては、全額国庫補助の対象で、補助率は 10 分の 10 です。

○健康づくり課長 次の 3 目保健対策費になります。備考欄、2 つ目の白丸、健康増進事業 3,905 万円余につきましては、決算説明資料 74 ページになります。健康増進事業は、健康増進法に基づく各種がん検診等を実施し、市民の健康増進を図ったものです。令和 2 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各集団検診、胃、大腸、肺、肝炎等の検診を中止したため、事業費全体で 3,520 万円ほど、前年と比べて減となっております。備考欄、一番下の黒ポツ、保健対策事業委託料 2,888 万円余につきましては、子宮頸がん、乳がん、前立腺、骨いきいき検診等について、個別検診を塩筑医師会に委託して実施したものであります。

次のページの最初の白丸、歯科保健事業 541 万円余につきましては、決算説明資料は 75 ページになります。乳幼児や妊産婦、成人などの歯科保健指導、相談等を実施し、口腔の健康増進に取り組んだものです。一番下の歯

科健診等委託料 188 万円余につきましては、妊婦歯科健診、さわやか歯科健診を、塩筑歯科医師会に委託し実施したものです。なお、例年行っております就学前の乳幼児を対象としたよい歯を守る相談会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっております。

次の白丸、後期高齢者等保健対策事業 2,954 万円余につきましては、生活習慣病予防のため、75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者健診と、生活保護受給者を対象とした塩尻市健康診査を実施したものです。下から 4 つ目の黒ポツ、後期高齢者健診等委託料 2,013 万円につきましては、後期高齢者健診及び塩尻市健康診査を、塩筑医師会に委託し実施したものです。こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団健診を中止しまして、受診者数は前年度より 329 人減の 2,216 人となっております。

次の白丸、食育推進事業 692 万円余につきましては、決算説明資料は 76 ページになります。食育活動を通じて市民の食に対する理解を深め、健全な食習慣の定着と健康づくりを推進しているものです。事業としまして、若い世代への食育啓発事業、きらめきヘルシー教室、地区栄養教室等を実施したものです。

次の白丸、健康づくり支援事業 175 万円余につきましては、決算説明資料は 77 ページになります。ヘルスアップ委員会の活動や運動指導の実施などにより、市民の健康を守る取り組みを支援したものです。また、市民が生活習慣を改善する動機づけをするために、新規事業として健康応援ポイント事業を実施しまして、382 名の参加があったところです。なお、この健康応援ポイント事業は、県の元気づくり支援金事業として採択をされ、60 万円ほどの交付金を受けております。

153 ページの最初の白丸、精神保健事業 62 万円余につきましては、決算説明資料は 77 ページの下段になります。精神障がい者の居場所づくりや心の病気、自殺予防についての各種事業、こころの健康相談やいこいの広場、自殺対策講演会等を行ったものです。

次に、4 目母子保健費になります。備考欄、最初の白丸、母子健診事業 7,235 万円余につきましては、決算説明資料は 78 ページになります。母子保健法に基づき、妊婦及び乳幼児を対象に、各種健康診査を実施し、母子の健康の保持増進を図ったものです。中ほどよりやや下の妊婦一般健康診査委託料 5,314 万円余、その下の乳児一般健康診査委託料 223 万円余につきましては、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を、長野県医師会と助産師会に委託し、実施したものであります。

次の白丸、母子相談支援事業 1,557 万円余につきましては、決算説明資料は 79 ページになります。妊娠、出産、子育てに関する相談、訪問事業等を通じて、安心して出産、子育てできる環境の整備の充実を図ったものです。その中で、あんしんサポートルームにつきましては、保健師、助産師が常駐し、リスクの高い妊婦や子育てに不安を感じる保護者などへの情報提供や相談に応じておまして、令和 2 年度につきましては、中央と北部 2 か所で延べ 3,595 人の利用がありました。私からの説明は以上です。

○生活環境課長 154、155 ページから、5 目環境衛生費について。決算説明資料は、80 ページから 84 ページが対象となります。

155 ページの備考欄、環境衛生事務諸経費の主なものですが、環境基本条例に規定されている環境審議会委員 15 人に、第五次塩尻市総合計画第 3 期中期戦略の策定に合わせ、見直しを行いました。塩尻市環境基本計画及び塩尻市ごみ処理基本計画について御審議をいただき、御意見を頂いた報酬になります。

2 つ下の白丸、廃棄物不法投棄防止対策事業です。市内の不法投棄対策に対して会計年度任用職員 1 名とシル

バー及びNPOに、パトロール及び収集処理を委託したものです。実績ですが、不法投棄回収件数は97件。その中で、不法投棄をした行為者が判明したことにより指導した件数は35件。うち、警察と連携し対応した件数は9件でして、警察が立件した件数はゼロ件でしたが、警察から警察署に呼び出していただき、強い指導をして行為者に反省を促したものです。

156、157 ページをお願いいたします。6目環境保全費、2つ目の白丸、自然環境保全事業です。高ボッチをメインに自然環境保全事業を行っているものですが、高ボッチを以前の草原に戻すための業務委託及び貴重な動植物の保護をするための遊歩道などの木柵等の老朽化に伴う取替え、工事などを実施したものです。

次の環境教育推進事業です。なかなかコロナ禍の中で、地区の説明会及び保育園、小中学校での学習、講座等が難しく、できない状況ではありましたが、今年2月にはしおじりエコ展を、各学校等で取り組んだ成果の発表を、えんぱーくで展示したものです。また今後は、小中学校をはじめ、地区及び各区の公民館等に導入されるW i - F i 等の環境を利用するなどして、このような環境教育の事業を進めてまいりたいと考えております。

2つ下の、再生可能・省エネルギー促進事業です。家庭用蓄電池の設置に補助金を出したものです。また、この中で黒ポツでは何もありませんが、民間業者が行う再生可能エネルギーの利用設備、設置に対して、届出及び管理の書類を充実させることができるよう、ガイドラインの見直しを行い、対応したものです。

次に、7目斎場費です。斎場に関しまして、斎場施設管理費につきましては、主に塩尻造花に委託をし、年間300日859件の対応をさせていただきました。また、159ページになりますが、斎場施設維持整備費につきましては、個別施設計画に基づき、清掃、点検、機器の交換等を行っております。築40年も経過しているものでありますので、老朽化の面、また機器の型が古いということの中から、今後も適正な整備をし、市民の必要な施設として維持管理を進めてまいります。

続きまして、8目霊園費です。霊園管理諸経費ですけれども、霊園の管理につきましては、シルバー人材センターが管理を行っているもの、また周辺におきます樹木の伐採及び手すり等の整備工事を行い、適正に維持管理を進めているものです。

次の2項清掃費1目し尿処理費です。し尿処理施設管理費につきましては、衛生センターの運転管理となります。衛生センターの運転管理につきましては、少し施設も老朽化しているわけですが、ここにつきましても個別施設計画に基づき、それぞれ維持管理が適正にできるような対応をしたものです。

160、161 ページをお願いいたします。2目ごみ処理費です。2つ目の白丸、ごみ処理負担金ですが、2市2村によるごみ処理の共同化を行っております松塩地区広域施設組合の運営に伴う施設及び維持管理に伴う負担金となります。それぞれの負担率については記載のとおりです。

次の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業ですが、可燃物、不燃物、有害ごみ等の収集運搬及び破碎処理等における経費です。ごみの量につきましては、コロナ禍において、令和元年度、令和2年度とも家にいる機会が少し多かったこと、片づけをされた方たちも多かったことから、令和2年度につきましては、一般家庭から出るごみの量またクリーンセンターに持ち込まれたごみの量は増えた状況ですが、お店から出るごみにつきましては、事業系が大分停止したことによりまして、減となったものです。

162、163 ページをお願いいたします。資源リサイクル推進事業ですが、プラスチック製容器包装、瓶、缶、ペットボトル等の資源物につきまして、収集運搬、中間処理、資源化委託を行ったもの、また最終処分場の一部の

灰を資源化に出しているものです。

次、3項上水道費1目上水道施設費です。水道事業会計操出金ですが、水道事業会計への操出金となります。私からは以上です。

○**委員長** それでは、これより質疑に入ります。質疑は区分して行います。まず、保健衛生総務費の144ページから153ページの母子保健費までの質疑を行います。委員の皆さんから質問をお願いいたします。

○**西條富雄委員** 147ページ、地域医療推進事業の中でお伺いします。松本歯科大から、先々週に急遽、眼科を閉鎖したいという連絡が入って、かかっている患者から、その後どうなるかという連絡が入りました。いつ頃から、眼科の閉鎖が市に連絡があったのか。それから、理由は太田先生の都合もあったかもしれませんが、その辺の理由についても分かれば。市民からも私に問合せが来ているものですから、松本歯科大の件、分かりますでしょうか。

○**健康づくり課長** 歯科大から直接私どものところに、眼科をやめるというお話は、まだ来ておりません。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**柴田博委員** 147ページの下の方で、安定ヨウ素剤保管等業務委託料の関係ですけれども、これは、委託はどこにしている、どれくらいの量をしているかということ。あと、実際に保管しているヨウ素剤というのは、あまり使うケースはないのではないかと思いますので、一度保管したものは何年くらいそのまま置いておけるのか、その辺についてお願いします。

○**健康づくり課長** 安定ヨウ素剤につきましては、原爆等があつて、放射線等で被爆した場合、子どもの甲状腺がんを防止するためのもので保管しています。保管は、松本薬剤師会に委託して保管していただいております。量につきましては、子どもを中心に、全部で2万6,370人分です。リスクの多い子どもと妊婦の数を用意させていただいております。ヨウ素につきましては、3年で更新するというので、令和2年度につきましてはちょうど更新をしたところであります。次は令和5年の更新ということになります。

○**柴田博委員** どこに保管しているかが聞き取りにくかったので、もう一度お願いします。あと、3年たって更新した古いものは、廃棄処分ということでしょうか。

○**健康づくり課長** 保管場所につきましては、松本薬剤師会をお願いしております。具体的には松本薬剤師会の村井薬局とほんじょう薬局に分けて保管してあります。古いものについては廃棄処分と伺っております。

○**柴田博委員** いいです。

○**委員長** ほかにありますか。

○**丸山寿子委員** 同じページの、予防対策事務諸経費の中で、風しんに関する内容が資料の73ページも含めて、記載があります。風しん、麻しんに関して、特に風しんが非常に流行してしまった経過があつて、妊娠中の人への対応もですけれども、かからないようにするのが必要と。また、配偶者に対する接種も考慮するようなことを近年してきたと思うのですが、令和2年度の流行の動向や対応、その辺についてお聞かせください。

○**健康づくり課長** 流行については、特にはやっていないと伺っております。補助対象としましては、妊娠されている方、同居の方等を対象として、令和2年度は70件の補助申請があつたところであります。

○**丸山寿子委員** また、資料の課題のところですが、平成2年生まれ以降は風しんのワクチンを2回接種している年代が増えているためと書いてありますが、補助件数の動向を見ていく必要があるということで、その接種を

2回しているので、今のような対応ではなくて、様子見て少し減らすなど、そのように読み取ればよろしいのですか。

○健康づくり課長 おっしゃるとおりで、接種されている方が親の年代になってくるものですから、その辺の見極めをして、対応を考えていくということでもあります。

○委員長 ほかにありますか。

○平間正治委員 検診などの関係で、以前は、市内の眼科で緑内障の検査などが行われていたと思うのですが、現在も行われているのでしょうか。

○健康づくり課長 現在は実施しておりません。

○平間正治委員 いつやめたのでしょうか。そして、やめた理由は何でしょうか。

○健康づくり課長 今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○平間正治委員 最初のときは、市内の眼科へ市側から強力なお願いでされていたと聞いています。それがどうい理由か、急にやめてしまったので、その点についてお聞きをしたかったということです。よろしくお願いいたします。

○委員長 後ほど答弁をお願いします。

○古畑秀夫委員 同じ147ページの天使のゆりかご支援事業の関係で、101人がこの補助金を使ってということですが、出産された数はわかりますでしょうか。

○健康づくり課長 この事業につきましては、平成17年度から実施をしております。それで、平成17年度から令和2年度まで、申請者数は全部で719人の申請があったのですが、その中で出産に至った申請者数につきましては412名ということで、率としては57.3%の方が出産しているということになります。

○古畑秀夫委員 最近の部分ではどうですか。

○健康づくり課長 こちらの事業につきましては、すぐ成果が出るというものではないのですから、ある程度長い期間で追っていく必要があるかと思ひまして、今のところ最近のものは数字としてお示しできない状況です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 149ページの保健対策事業委託料ですが、各検診をしているのですけれど、早期発見等あるいはそういった治療に至った件数、実績はどうなっているのでしょうか。教えてください。

○健康づくり課長 令和2年度の数字で申し上げますと、検診数が、これも中止等しているのですが、その中で例えば乳がん検診につきましては、10人のがんの方が発見されまして、早期治療に至っているという状況となっております。

○赤羽誠治委員 ほかは分からないですか。

○健康づくり課長 今年度、まず肺がんの検診等は中止となっております、状況が分かりません。あと、乳がんにつきましては、先ほど申したとおり10人の方が生検の結果、がんであったということでもあります。あと、子宮頸がんにつきましては、精密検査の結果、1,735人受診をしまして異形成であった方が24人、その他の異常が出たという方が9人という結果が出ております。

○赤羽誠治委員 この決算書にある人数で、このうちでどういう状況だったのかという結果をお聞きしているので、そんなに難しい話ではないと思います。お願いします。もし分からなければ、後でいいです。

○委員長 では、後ほどお願いします。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 153 ページ、母子健診事業で、資料の 78 ページに受診率があります。いつも 100%ということはないのですけれども、この受診されていない方の追跡というか、理由が分かって安心な状態だったらいいのですけれども、非常に精神状態が悪いなど、そうでない場合もある。受診されない方への対応はどうされているのか、お聞かせください。

○健康づくり課長 その後の乳幼児相談や保健師等との相談で追跡をしております。

○丸山寿子委員 それらの相談を含めれば、全体を網羅して状況を把握できていると聞いていいのでしょうか。

○健康づくり課長 そのとおりです。ほとんど状況を把握できております。

○丸山寿子委員 それを聞いて安心をいたしております。健診が一つのきっかけで、虐待も含めてマタニティブルーなどの判断になると思います。

それから、資料の 79 ページに、あんしんサポートルームを設置していただき、マタニティブルー等ある中で大変助かっています。この取り組みの中で、宿泊型産後ケア事業ですけれど、これは場所的にはどういったところが宿泊先になるのか、その辺について教えてください。

○健康づくり課長 医療機関としましては、全部で 6 医療機関にお願いしております。それぞれ申し上げますと、横西産婦人科、丸の内病院、松本市立病院、相澤病院、諏訪マタニティクリニック、あおぞらレディース&マタニティクリニック、以上の 6 医療機関にお願いしております。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは、153 ページまでは終了といたします。

次に、154 ページの環境衛生費から 163 ページの上水道費までの質疑を行います。質問のある方はお願いします。

○横沢英一委員 163 ページのリサイクルの関係です。最終処分場の埋立てを朝日のところでやっていると思うのですが、あとどのくらい埋められるのでしょうか。それと、ここでは焼却灰の再資源もやっているということなのですが、それによって大体どのくらい延命されるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○生活環境課長 現在の塩尻・朝日での最終処分場の残ですが、朝日村との協議におきまして、令和 15 年まで埋立てをできるということですし、今一部資源化をしている部分も含めて、量の残容量から現在入っている量で考えても、令和 15 年までがいっぱいということで、次の最終処分場のことについて検討していく必要があるという状況です。

○横沢英一委員 まだ大分先だと思うのですが、仮に計画して用地買収していったら、そんなに期間があるとは思えないのです。今この最終処分場は朝日村と 2 つの自治体でやっていると思うのですが、この次にやる時には順番になると塩尻が、そういうような取り決めになっているのでしょうか。

○生活環境委員 今までありました塩尻・朝日衛生施設組合が解散し、合併したことによりまして、一旦は塩尻市と朝日村で一緒にやるかという話は全く白紙の状態から、最終処分場について、もし建設ということになれば、協議をするのかどうかも含めて検討して、塩尻市だけで造るのか、朝日村だけで造るのか、また以前のように組合ではありませんので、協定みたいな形であるのかという検討をしてからにはなるかと思っておりますので、その決定は今の時点では全くできておりませんので、今後の検討ということになると思います。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 155 ページの不法投棄の関係ですが、97 件の回収があったということですが、不法投棄されているという情報はどのように得ているのか。パトロールをやったり通報があつたりすると思うのですが、その辺の内訳が分かりましたらお願いします。

○生活環境課長 柴田委員おっしゃるように、通報及びパトロールで分かるのですが、内訳は資料を持ち合わせておりませんし、カウントしておりません。

○柴田博委員 令和2年度の97件というのは、最近の状況としては、毎年こんな感じなのか、それとも減ってきているのか、増えてきているのか、その辺をお願いします。

○生活環境課長 実際に令和2年度は大分減った状況でした。ただ、それが実際に、不法投棄のそれぞれの取り組みによったものなのか、コロナで移動が少し制限されたものによるのか、今後の令和3年4年5年と少し見る中で、ただ、今年に関しても大分少ない状況ですので、一定の効果は表れている、抑止効果はあるという見解でおります。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今の関連でいいですか。監視カメラなどをつけてやっているということですが、その効果もあるということでしょうか。

○生活環境課長 監視カメラの効果は非常に大きなものでして、特に警察と連携するときには、車のナンバー等が映っておりますと、警察でも非常に協力体制で動いていただけます。今年も1件、車から降りてごみを燃やしていたものがカメラに映っておりまして、明確に映っていたことから、警察から強い指導をしていただきました。パトロールだと、その前で捨てる方いらっしゃいませんで、カメラの効果は大きいものでした。

○古畑秀夫委員 何か所にカメラが設置されていますか。

○生活環境課長 現在5台のカメラで対応しているところです。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 155 ページの下から2つ目の白丸、狂犬病予防事業の中の犬猫対策委託料について。この内容について教えてください。

○生活環境課長 犬猫対策委託料ですが、犬と猫でそれぞれ対応していただいている団体がありまして、犬に関してはしおじりワンちゃんクラブポチという団体、猫に関しては松本保健所内にあります動物保護ボランティアねこの会というところに出しております。ただし、令和2年度につきましては、犬のほうは、ほぼ市民からの苦情がうるさいなどしつけに関する部分が多いことから、しつけ教室を毎年行っておりましたが、昨年ではできなかったことから、5万円というのがここに出てこない状態で、ねこの会にのみ10万円を支払ったものです。猫の団体につきましても、野良猫、それから餌を勝手にやっている人たちがいて猫が増えて困るというような相談に対して、この団体からアドバイスを頂いて、市も一緒に対応しているところですが、専門の知識等は多々ありますので、そういった対応をしていただいているところに委託料を払ったものです。

○丸山寿子委員 最近、テレビ、新聞等でも報道されているのですが、関連して、松本市で犬の販売事業者が劣悪な環境で犬を飼育したということで、警察も入ったりしているところなのですが、かなりひどい環境で育てていて、1,000匹くらいを劣悪な環境で飼育していたということです。たくさん犬の管理というような意味で、

事業者としての登録等はどのようになっているのかについて教えてください。

○生活環境課長 犬猫の登録ですが、県の条例、動物の愛護及び管理に関する条例では、犬猫を10匹以上飼う場合は、松本保健所に届出が必要ということになります。また、事業者、販売及びブリーダーのような方々も同じく、動物の愛護及び管理に関する法律で登録が必要となります。いずれも松本保健所での登録となります。

○丸山寿子委員 松本市が4月から中核都市になって、松本市としての保健所になりまして、県の松本保健所と混乱している部分があるのですが、塩尻市は今までと変わらず、県のほうの松本保健所に該当すると考えればいいですか。

○生活環境課長 そのとおりです。

○丸山寿子委員 市民の皆さんから、野良猫の様々な生活の中での被害で電話が来たり、野良猫が異常に増えすぎてしまって困っているなど、そういったことがあるかと思うのです、今、全国でも先進的にそういったことを地域と行政が後押しして取り組んでいるところ、また県内でも上田市などが取り組んで、地域猫としていながら、自然に増え過ぎないで暮らしていく、そういった活動が取り組み始められているのですが、当市としてもそういったことの研究が必要かと思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○生活環境課長 野良猫による苦情に関しては様々なケースがありまして、勝手に近所で餌をやって増えて困るというところから始まって様々ですが、上田市の保健所等で行っている事例についても、実際に研究した経過があります。地域の猫のトラブルを、不妊治療をすることによってその一代限りで終わらせるという意味合いも含めて、地域の方、市及びボランティア、また保健所、地域という連携の中で、そういった活動ができればということになるかということで、保健所のほうからもお聞きしております。なかなか、ボランティアの方など、主になる方がいらっしゃるのか、また協力してくれている方がいらっしゃるのか、また地域でも御理解がいただけるのか、様々な課題があってできることかなと考えております。研究はしていきますし、また、そういった一生懸命されている個人の方たちも存じておりますので、相談しながら、そこまでの地域猫という取り組みになるかどうか分かりませんが、個々のトラブルにできる限り対応できる状況として行ってまいりたいと考えております。

○丸山寿子委員 上田市の取り組みで、近隣の市もそれぞれ取り組み始めたということも聞いていますので、また情報を得て、当市に合った方法や必要性があれば、ぜひ進めていただきたいと要望しておきます。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 先ほどの不法投棄に関連して伺います。廃家電の取扱手数料3万8,000円余というのはどういう内容なのでしょう。

○生活環境課長 家電4品のリサイクル料金のかかるものを処理したものに対する手数料となります。

○小澤彰一委員 パソコン、ワープロの処分は市内にあることは承知しているのですが、今4品とおっしゃったけれど、家電の処理の業者というのは、市内に何軒あるのでしょうか。

○生活環境課長 後ほど軒数を答弁させていただきます。

○小澤彰一委員 私、知人の引越しの関係で家電を処分しようと思ったら、ごみのパンフレットとか見て市内中そこら回ったのですが、ないのですよね。私、南松本の花村産業まで行ってやりました。その間に、軽トラに冷蔵庫や洗濯機を乗せて行ったからよかったのですが、郵便局で全部カタログを見て、処理するものの家電リサイクル券を買わなくてははいけないのですね。非常に厄介で、変な言い方ですけど、そこら辺の川に持っ

て行って捨ててくるという気持ちがよく分かりました。何でこんな高いお金を払って、松本まで持っていかなくてはいけないのか。そういうことも含めてやらないと、不法投棄の処分のお金というのが決して高いとか安いという問題ではなくて、きちんとした処理の方法がないと捨てる人が減らないだろうと思いました。答弁は結構ですけれども、ぜひ今後お願いしたいという要望です。

○永田公由委員 小澤委員。洗馬の中原にメディカルという会社があるのですよ。あそこに持っていけば、手数料を払うだけで全部引き取ってくれます。それで、その後きちんとこういう形でリサイクルしましたという通知まで送ってくれます。そのときに名前だけ書いて手続をすれば。

○生活環境課長 大変申し訳ありません。直接塩尻市内に処理をできる業者はありませんが、今永田委員がおっしゃるとおり、代理で取扱いをしてくれる業者がありますので、またそういったことを市民にPRしていくように努めてまいりたいと思います。

○委員長 では、処理する業者はいないという答弁でいいですか。

○生活環境課長 直接処理する業者は、塩尻市内にはありません。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 161 ページの廃棄物の収集運搬の関係で、説明資料 83 ページの課題のところ、ごみ処理有料化制度の適正運用のためという記載や、ごみの減量と資源化の費用対効果を検証してという記載があるのですけれども、その辺についてももう少し詳しく聞かせてください。

○生活環境課長 ごみ処理の有料化に伴うほか、有料化及びリサイクルの関係ですが、なかなかリサイクルも費用対効果で言いますと、やればやるほど品目を増やせば増やすほど、収集から何からお金がかかっていく中で、どの分野を適正に行っていくのか。例えば、今後、国から脱プラの関係もありますが、塩尻市にはどのぐらいあって、どのぐらいの頻度で行っていくことによって、何がどのぐらいするのかということを検証しながら、こういった収集運搬の見直しをそれぞれかけて、できる限り費用対効果がいいようにごみの収集及びリサイクルへ、我々が研究を重ねて進めてまいりたいという考えで書いたものです。

○柴田博委員 そうすると、費用対効果によって、例えば回収して資源化するよりも燃やしてしまったほうが安いということになれば、そういうことも考えられるということなのかということと、それと、一番初めに記載のごみ処理有料化制度の適正運用というのは、今、適正運用がされていないという意味なのか、具体的にどういう意味合いで書かれているのか、その辺も聞かせてください。

○生活環境課長 実際に燃やすほうが安いのかという議論になると、なかなか難しい部分もありますけれども、特に最近、スーパーマーケット等で資源物を集めていただいている関係で市の収集が出てきません。収集運搬委託は、集めた量で業者に支払いをしているものではなく、実際にはステーションを回った数のような形で、行路で払っているものです。実際には、そこをもし減らすということになりますと、市民の皆さんに、今 800 か所あるステーションをもう少し拠点にして集めるというようなことを我々は考えるわけですが、なかなかそうすると、遠くなってしまったり、出しにくいというようなことの中から、それぞれの考え方を整理していく必要もあるし、検証していく必要もあるというように考えております。あと、先ほどの課題にありますごみ処理有料化制度の適正運用のためということですが、有料化は市民の皆さんに御理解をいただき、また分別についても非常に御協力いただいているものですが、どうしても毎年高いというような部分があたりして、御意見を頂いてい

るものですから、しっかり適正運用の意味を周知したりして、御理解をさらに深めていく必要があるかと考えております。書き方が悪くて申し訳ございません。

○柴田博委員 ごみ処理に関わる費用というのは、市民が出すときに貼る証紙の代金と、それから、あとは市が持ち出している分ということになると思うのですが、その割合というのは大体どれぐらいに分かりますか。

○生活環境課長 現在、廃棄物全体に係る費用がおおよそ6億円に対して、市民から証紙で頂いているお金は9,000万円というような状況です。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 高ボッチの関係で1点お聞きをします。80ページの説明の中に、高ボッチ高原を以前の草原の状態に戻すため、このような作業をやっていただいているということで、非常に有効な部分だと思えます。特定公園の中で、特に自然資源を元に戻すだとか、環境をよくするだとかということは、専門家の評価だとか、そういう視点が必要だと思うのですが、塩尻市にはそういう専門的なアドバイザーがいるわけでしょうか。どのような方が、そういう評価を含めてやっておられるかどうか。

○生活環境課長 現在、この業務委託をしております総合環境研究所というところですが、そこに高ボッチの全体を見ていただいて、特にガイドラインに基づくような自然環境保護エリアというようなところに関して専門的な御意見を頂いております。以前からあそこは人の手が入った草原ですので、また人の手を入れ続けないと維持できないというような中から、少し放置された時間の中で、低木とかそういった今までなかったものが出てきたことから対応して、以前のものに、またエリア内において戻していくという形で考えておまして、そういったところから御意見を頂いて進めているところです。

○副委員長 分かりました。それは継続していただくのと、もう1点、動物の害というか、私もずっと以前にマツムシソウの群落が高ボッチはすごいという印象がありまして、それが、今、全然マツムシソウの影が見えない。すごく個人的には気になっていて、鹿の害ではないかという話が出ていて、猟友会の皆さん、あそこですごくやっていたらいい。そちらの対策、これは担当が多分違うのかと思いますが、高ボッチ高原のすばらしい自然環境を守るというのは、トータルでどこかで見ていかないといけない。たまたま、今、生活環境課長のところにお聞きしますけれども、そういう動物の害を含めて、残るべき自然がどこに何がどうあって、それをどうすれば残せて、あるいは元に戻せる、そういうしっかりした科学的な知見が必要だと思いますので、ぜひ庁内でトータルの取り組みをしていただきたい。これは要望にさせていただきますと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 今の高ボッチの関係ですけれども、最後に、広範囲に刈り取っていく必要があるということで、もう少し高ボッチの自然を守るためにお金をかけてもいいと思います。要は、職員が刈り取ってちょこちょこやるのではなくて、業者に頼んで、3年とか4年かけてきちんとやっていかないと、なかなか整備が追いついていかないので、その辺は新年度の予算要求でしてください。私は応援します。

○委員長 ほかにありますか。それでは、163ページまでは終了といたします。

○健康づくり課長 先ほどの平間委員からの緑内障検診の関係と赤羽委員からの保健対策費の検診結果の精密検査の関係の2点について答弁いたします。

まず、緑内障の関係ですが、まず、緑内障は平成14年から平成25年まで実施をいたしました。対象となったのが、40歳から60歳まで、5歳刻みの方を対象として検診をしておりました。12年経過しまして、40歳以上の方が3回の受診機会が得られたということと、受診率が1割以下ということが続いたものですから、必要性を検討した中で、塩筑医師会ですとか実施医療機関と相談協議をした結果、平成25年をもって検診を中止するということになりました。こんな経過となっております。

それと、赤羽委員の保健対策費のそれぞれがん検診の後の精密検査の状況ですが、まず、子宮頸がん検診1,735人のうち、精密検査が必要だと結果が出た方が46人いらっしゃいまして、そのうち37人が検査を受けて、特にがんだった人はゼロ人でした。乳がん検診は1,906人中77人が精密検査が必要という結果が出まして、そのうち実際に74人が精密検査を受けて、そのうち10人にがんが発見されたということです。あと、前立腺がんは794名のうち67人が精密検査が必要という結果で、39人が実際に精密検査を受けて、がんだった人はゼロ人。あと、骨いきいき検診は570人中207名が何らかの経過観察等が必要だというような判断が出て、実際に治療が必要だという診断がされたのが80名という結果となっております。

○委員長 それぞれいかがですか。よろしいですか。それでは、163ページまでの質疑を終了といたします。

11時15分まで休憩とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○委員長 休憩を解いて再開いたします。

次に進みます。5款労働費164ページから167ページまでの説明を求めます。

○産業政策課長 5款1項1目労政費の主な事業について説明いたします。備考欄の上から2つ目の白丸、労政事務諸経費の主な経費は、塩尻ふるさとハローワークで使用します事務用品や機器のリース代です。

次の白丸、労働者福祉対策事業の1つ目の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金309万円余は、中小企業の振興と従業員の福祉向上を図るため、中小企業者退職金共済などの掛金を支払った事業主に対し掛金の一部を補助するものであり、令和2年度は115事業所の535人分を補助しました。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円は、塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターに対する補助であり、塩尻市の負担分564万3,000円と朝日村、山形村からの負担分235万7,000円を合わせて交付しています。成果としまして、令和2年度末で733事業所2,901人の会員がおりまして、中小企業で働く従業員の福利厚生の実現に寄与しています。

次の白丸、雇用対策事業は決算説明資料の85ページも併せて御覧ください。下から2つ目の黒ポツ、塩尻地区労務対策協議会補助金54万円余は、塩尻地区労務対策協議会への補助金で、松本公共職業安定所と連携したチャレンジ就職面接会などを実施しまして、面接会は3回開催し、延べ77名の参加がありました。次の黒ポツ、人材投資促進事業負担金55万5,000円は、コロナ対策事業としまして、県外からの人材採用や副業による専門人材の活用、企業からの人材シェアリングに関わる人件費などを補助するものであり、令和2年度の実績は専門人材を活用した企業が3社、県外在住者を雇用した企業が1社の計4社に助成しました。なお、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源となっております。

その下の白丸、技能者褒賞事業の1つ目の黒ポツ、記念品代11万4,000円余は、技能褒賞者7名への記念品代

となっています。

その下の白丸、子育て女性等就業支援事業の黒ポツ、子育て女性等就労支援事業委託料 420 万円は、復職を目指す子育て中の女性に対し、就業につながるための支援を行う事業を塩尻市振興公社へ委託したものであり、令和 2 年度はコロナ禍の影響で講座を全て e ラーニングに変更し、延べ 50 人が聴講しました。また、16 名に対して就労個別相談を行い、4 名が就労しました。なお、この事業は地方創生推進交付金、補助率 2 分の 1 が財源となっています。

その下の白丸、U I J ターン促進事業の最初の黒ポツ、I T 事業者居住費補助金 18 万円は、県のおためしナガノと連携した事業で、試行的に移住、創業を行う人に対し家賃の一部を補助するものであり、令和 2 年度は 2 組が活用し、そのうち 1 組が現在でもスナバを継続的に利用しています。その下の黒ポツ、移住就業・起業支援補助金 100 万円は、県の U I J ターン支援事業と連携し、県の認定を受けた中小企業に就職または起業し、塩尻市内に移住する単身世帯または 2 人以上世帯に対し、それぞれ上限を 60 万円、100 万円の補助金を交付するものであり、令和 2 年度は 2 人以上世帯 1 件の移住実績がありました。私からの説明は以上となります。

○官民連携推進課参事 続きますの白丸、テレワーク推進事業、決算説明資料 86 ページの上段になります。

最初の黒ポツ、塩尻型テレワーク環境整備事業委託料 1,300 万円ですが、塩尻型テレワーク K A D O の事業を拡大、運営に関する経費で、民間の人材を登用、活用し、営業活動やほかの拠点を含めた業務体制の強化に取り組んでまいりました。2 つ目の黒ポツ、テレワーク推進事業負担金 500 万円です。コロナ禍での事業継続やテレワーカーの働きやすさと安全性を高めるため、オフィスと在宅のハイブリッドで就労可能な環境を整備するのに取り組みました。具体的にはネットワークの構築といたしまして、ワーカーが在宅で業務遂行に必要なネットワークやサーバーの構築を行いテレワーク環境の強化を行ったもの、それから K A D O のオフィスに検温器やアクリル板の設置を行いまして、コロナ対策の環境を構築しました。3 つ目の黒ポツ、R P A 推進事業負担金 2,000 万円です。市でも D X 戦略と出しましたがけれども、今後、行政及び地域の民間企業におきまして B P R、それに伴います R P A 導入が進むと考えられます。そのサポートをするため、ワーカーを対象としたマインドセットの研修や R P A 開発に関するスキル研修等を実施したものです。私からは以上です。

○産業政策課長 次の白丸、ローカルキャリア普及促進事業の黒ポツ、プロフェッショナル人材就業促進事業補助金 50 万円は、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用しました人材のマッチング支援を受けた企業に対し、受入れに必要な民間ビジネス事業者へ支払う手数料の一部を補助したものです。令和 2 年度は 2 社が活用し、2 人が就職しました。なお、この事業は地方創生推進交付金、補助率 2 分の 1 が財源です。

その下の白丸、高齢者雇用対策事業の 1 つ目の黒ポツ、シルバー人材センター補助金 1,365 万 4,000 円は、塩尻地域シルバー人材センターの運営に関わる補助金であり、塩尻市の負担分 1,188 万円余と朝日村の負担分 177 万円余を合わせて交付しております。成果としまして、3 月末現在、665 人の会員がおり、令和 2 年度の契約金額は対前年比 92% の 3 億 4,400 万円となっております。コロナ禍の影響を受けたことにより大幅な減収となっております。私からの説明は以上です。

○社会教育スポーツ課長 決算書 167 ページ、2 目ふれあいプラザ運営事業、備考欄の白丸、ふれあいプラザ運営事業は、講座の開催やふれあいプラザの運営に必要な経費を執行したものととなります。説明は以上となります。

○委員長 それでは、5 款労働費の質疑を行います。委員の皆さんから質問をお願いします。

○永田公由委員 テレワーク推進事業の中で、BPRだとかRPAだとかチームビルディングとかアノテーションとかマインドセットと出てくるのだけれど、日本語で説明してくれますか。

○官民連携推進課参事 RPAとBPRに関しましては、固有名詞等になってきます。係長から答弁差し上げます。

○官民連携推進係長 御説明申し上げます。BPRなのですけれども、ビジネスプロセス・リエンジニアリング (Business Process Re-engineering) というものの略語となるのですが、通常の業務のプロセス、過程をもう一度組み直して、より効率化をして生産性を高めるという考えです。通常の市役所の事務業務に関しても、このBPRで今進めていまして、例えば、職員がやっているものをシステム化するとか、一部業務を省略化していく。それが具体的な手段となります。

続きまして、RPAはロボティック・プロセス・オートメーション (Robotic Process Automation)。BPRと共に行われるものなのですが、一部業務を自動化するものとなります。専用システムを使うのですけれども、イメージとしては昔で言うとExcelのマクロ、Wordのマクロ、それに近いものでして、それまで人がやっていた作業を記録して、自動化をして、コンピューターで走らせる。これがRPAです。

もう1つ、アノテーションなのですが、こちらが非常に難しく、AIをつくるために必要なデータ入力と一般的には捉えております。具体的な例で申しますと、今、KADOで行っている自動運転の自立走行に必要な画像認識、こちらは全て車載のAIが車に積まれたカメラの映像を基に判断をしているのですが、その画像を教え込むデータ入力の作業になります。これを一般的にアノテーションと申します。

○委員長 いいですか。

○永田公由委員 もう2つ、チームビルディングとマインドセット。

○官民連携推進課参事 チームビルドは、KADOのワーカーたちがチームをつくって各作業を行っております。これはKADOのワーカーに限ったことではないのですが、我々職員もそうなのですけれども、普段、日頃から言い合える関係性ですとか、そういうものはどうやったら導けるかというのを、そこを束ねておりますディレクターも含めて、どういう状態でいいチーム状態ができるかというものを研修、専門的な知識を入れているものです。これをチームビルドと呼んでおります。

それから、もう1つ、マインドセット。それは、そこに臨む個々のワーカーの気持ちの持ち方ですとか、やる気をどうやったら前向きに出せるかみたいなものを、これも専門的な知識のもので、座学とオンラインで研修を行って植付けさせていただいたものです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 今の関係で、RPA推進事業負担金2,000万円という半端でない金額なのですが、これの使いみちというか、何を事業として行っていくのか、先ほど説明があったようですが、もう一度お願いします。

○官民連携推進課長 RPAに関するワーカーの育成プログラムの企画研修と、これを外部の機関、具体名はMAIAという会社になりますけれども、酒田市で実際に取り組んでいる団体になります。こちらにお願いしたものの。それから、先ほどのRPAにはライセンスがどうしても必要になってしまいますので、これを複数買ったものの。それから、必要な研修用のパソコンですとか、リモートに必要なシステム等を構築したものです。主なものは最初に挙げた、その企業に人材育成としてプログラムをKADOのヒアリングから始めてつくった企画費も

含めた研修のものになります。

○副委員長 委託先はKADOですか。

○官民連携推進課長 我々、この負担金は振興公社に拠出をしていますが、これを受けて、振興公社がMAIAに委託を出したという形になります。

○委員長 いいですか。

○副委員長 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは、5款労働費までは終了といたします。

それでは、6款農林水産業費1項農業費166ページから2項林業費の181ページまでの説明を求めます。

○農業委員会局長 6款農林水産業費の中の1項農業費1目農業委員会費から御説明いたします。決算額は5,554万7,794円です。備考欄、2番目の白丸、農業委員会等活動費2,045万4,874円は、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に伴う経費で、主なものは最初のポツ、農業委員等報酬31人分1,923万6,156円で、昨年よりも539万8,976円の増となっておりますが、これは推進委員を5人増員したことに伴う増額分です。国からの農地利用最適化交付金を充てております。

次に、上から8番目のポツ、松塩筑安曇農業委員会協議会負担金47万3,000円、その2つ下のポツ、県農業会議負担金29万円は関係機関への負担金で、それぞれ指示額でありまして、昨年度と同額となっております。

次に、3番目の白丸、農業者年金事務諸経費22万1,245円は、この経費は農業者年金の受託事務で年金裁定請求等の事務処理に関わる経費です。

次、4番目の白丸、農業委員会事務局諸経費290万9,794円は、一番下のポツ、農地地図情報検索システム業務委託料190万3,000円は、システム保守のほか、農地基本台帳の農地所有者の住民記録ですとか、固定資産の情報を毎年更新するため業務委託しているものです。昨年より15万6,200円の増となっておりますが、令和元年度にシステム本体の更新をいたしまして、リース料が発生したものです。私からは以上です。

○農林課長 決算書168、169ページ、備考欄の説明をいたします。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費中2つ目の白丸、農業総務事務費は農業振興協議会の委員報酬や費用弁償などの需用費や使用料及び賃借料が主なものです。

続きまして、3目農業振興費中1つ目の白丸、園芸産地基盤強化等促進事業になります。決算説明資料は86ページになります。一番下の黒ポツ、環境保全型農業直接支援事業補助金2件170万4,000円余は、農業者等が実施する化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農家を支援するための補助金です。本事業の財源は、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用しておりまして、補助率は4分の3で127万円余が充当されております。

次の白丸、畜産振興事業149万6,000円余は、酪農及び畜産農家のために、高ボッチ牧場の維持保全、家畜損害の未然防止等を図るための事業です。

一番下の白丸、有害鳥獣駆除対策事業になります。決算書は170、171ページ、上から6つ目の黒ポツ、有害鳥獣駆除対策協議会負担金906万8,000円です。野生鳥獣の駆除活動を実施しております協議会への負担金でありまして、令和2年度の駆除実績の主なものがニホンジカ259頭、ニホンザル242頭、イノシシ47頭、熊6頭です。特に、ニホンザルは前年度比102頭の増でありまして、捕獲檻の設置による効果的な捕獲が起因したものと考え

ております。

次に、その下の白丸、農業振興資金等利子補給事業、1つ目の黒ポツ、農業振興資金利子補給金113件399万8,000円余は、塩尻市農業振興資金融資あっせん規則に基づくものでありまして、具体的には農業用建物等の取得や農業用機械の購入に関わる資金、また、災害等で減収になった場合の経営資金など、規模拡大や安定化を目指す農業者への融資に対し負担軽減を図るための利子補給金です。

次に、その下の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業、決算説明資料は87ページ、1つ目の黒ポツ、果樹園整備促進事業補助金1,602万9,000円は、果樹棚整備や苗木の導入支援により、果樹農家の生産意欲の向上と果樹生産振興を図るものです。果樹棚整備や果樹棚の新設や更新で15件、果樹苗導入はブドウや梨、リンゴなど7件、雨よけ設備は5件となっております。

次に、その下の白丸、中山間地域等直接支払事業になります。一番下の黒ポツ、中山間地域等直接支払交付金20件2,913万5,000円余は、生産条件が不利な中山間地域等において持続的な農業生産活動の実現を図るため、市と協定を締結した集落に対し交付金を支払い、農業生産の維持を図りながら農業の多面的機能を確保するものです。本事業の財源といたしましては、国の中山間地域等直接支払制度を活用しておりまして、補助率は3分の2で1,942万3,000円余が充当されております。

次に、その下の白丸、農作物自給率向上事業になります。下から2つ目の黒ポツ、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金507万9,000円は、国の経営所得安定対策を推進するため、市の農業再生協議会の活動に対する補助金です。再生協議会の主な事業内容は、新規就農者の就農支援や米の生産調整に関わるタブレット型現地調査支援システム導入費等です。また、本事業の財源といたしましては、国の経営所得安定対策直接支払推進事業を活用しておりまして、補助率は10分の10となっております、満額が充当されております。

次に、その下の白丸、農業経営体育成支援事業になります。決算書は172、173ページ、決算説明資料は88ページ、上から5つ目の黒ポツ、農業次世代人材投資事業補助金9件1,251万2,000円余は、国の制度に基づきまして、50歳未満の方で就農後5年以内の経営見通しが不安定な初期段階において、年間1人150万円を支出し、就農者を支援するものです。また、本事業の財源は、国の農業次世代人材投資事業を活用しておりまして、補助率は10分の10で満額が充当されております。

次に、その下の白丸、農業再生推進事業、決算説明資料は88ページ、上から3つ目の黒ポツ、人・農地プラン実質化業務委託料173万8,000円は、平成24年度に作成いたしました人・農地プランの具体的な運用を図るため、地域農業者や農業委員の意見を聴取する中で、中心経営体への農地の集積集約化、持続的な担い手の確保に向けた方針を定めたプランの実質化に関わる委託料です。また、本事業の財源といたしましては、国の人・農地問題解決加速化支援事業を活用しておりまして、補助金上限であります100万円が充当されている状況です。

次に、その下の白丸、農業公社運営事業、農業公社運営補助金でありまして、農業者及び農業者団体並びに農業関係法人のために、市農業公社が実施する事業に対して補助することにより、地域農業の振興を図ることとしております。

次に、その2つ下の白丸、農産物流通促進事業、2つ目の黒ポツ、流通コーディネーター事業補助金270万9,000円は、農業公社で取り組む流通コーディネーター事業に対する補助金で、農作物の受給マッチングを図り、一大流通網構築に取り組むコーディネーター1名の人件費や車両リース料などです。これにより、特に学校給食におけ

る市内農作物の利用率が、平成23年度の約24%から令和2年度は約35%となっております。

続きまして、4目農村総合整備費の白丸、農業集落排水事業会計繰出金は、総務省の規定に基づくものでして、一般会計から農業集落排水水道事業会計への繰出金となっております。

○**農業委員会局長** 決算書の172、173ページ、5目農地流動化促進活動事業費について御説明いたします。決算額は1,355万307円です。農地流動化促進事業の下から2つ目のポツ、県農地情報管理センター負担金32万1,000円は、利用権設定をしております農地の貸借期間終了前に、農地所有者と借受者に契約期間が終了する旨の通知や更新手続用の資料の印刷など、農地の貸し借りの情報を一括管理していくための負担金で、管理センターからの指示額です。その次のポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,240万4,800円は、決算説明書89ページを併せて御覧ください。この事業は農業従事者の高齢化が進む中、耕作放棄地の発生防止を図りながら担い手農家を育成するため、農地の借り手農家に対しまして、契約年数に応じまして奨励金を交付して流動化を進め、農業の経営安定化を図っているものです。前年度より229万5,100円減額となっておりますが、旧交付要綱による平成29年度に設定した2回目の交付額が減額となっているためのものです。私からは以上です。

○**農林課長** 引き続きまして、6目農地費の土地改良事業の説明をいたします。決算書は174、175ページ、上から9つ目の黒ポツになります。農業農村基盤整備工事13件2,365万3,000円余は、地元要望に基づき農業施設である農道や水路などの補修や改修を実施したものです。本工事の財源としましては、国の農業水路等長寿命化防災減災事業を活用しておりまして、補助率は国、県、合わせまして100分の64で、委託料も含め830万円余の充当がされている状況です。その4つ下の黒ポツ、多面的機能支払交付金事業補助金、8組織8,319万1,000円余は、地域の農地農業用水の維持保全と質的向上を図る共同活動を支援する事業でありまして、対象組織が北小野2地区、堅石、各改良区で8地区8組織となっております。本事業の財源は、国の多面的機能支払交付金を活用しておりまして、補助率は国、県、合わせまして4分の3で6,239万円余が充当されております。

続きまして、次の白丸、減濁水対策施設維持管理事業になります。旧国鉄の塩嶺トンネルに関わる減濁水対策施設25施設の稼働及び維持修繕に要する経費となります。

次の白丸、ため池耐震化事業、決算説明資料は90ページ、1つ目の黒ポツ、設計委託料430万円は、ため池のハザードマップ作成に関わる業務委託料の前払金です。これは国の農業水路等長寿命化防災減災事業のため池の保全、避難対策に基づくもので、作成したハザードマップは、対象地区に回覧、配布などにより周知を図っているところです。なお、本事業は令和3年度に完了予定となっております。

次の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業、決算説明資料は90ページ、2つ目の黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金900万円は、洗馬妙義地区の傾畑地帯総合土地改良事業に関わる事業負担金で、令和2年度は幹線管路の更新補修工事が主なものとなっております。

次の白丸、土地改良事業（繰越）の設計委託料1,344万4,000円は、国道19号線に架かる本山水路橋の耐震調査や土地改良区以外の宗賀南部地区等の農業用施設の機能診断や長寿命化計画の策定などです。

次の白丸、ため池耐震化事業（繰越）の設計委託料3,480万4,000円は、市内4か所のため池周辺の調査に基づくハザードマップの作成や、市内3か所のため池の堤体耐震調査解析を実施したものです。本設計委託及び先ほど説明しました土地改良事業（繰越）の設計委託料の財源としましては、いずれも国の農業水路等長寿命化防災減災事業や農村地域防災減災事業を活用しておりまして、補助率が10分の10となっております。

決算書 176、177 ページ、一番上の白丸、農村公園管理諸経費、下から 2 つ目の黒ポツ、農村公園管理委託料 188 万 2,000 円余は、日出塩桜の丘公園など農村総合整備事業により整備された農業公園 5 か所の施設維持管理諸経費となります。

次の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業になります。上から 3 つ目の黒ポツ、ポンプ施設維持工事 1,601 万 6,000 円は、減濁水対策の一環で整備された勝弦揚水機場のポンプ施設に関わる工事費です。

続きまして、2 項林業費 1 目林業総務費中 2 つ目の白丸、林業被害対策事業、決算説明資料は 91 ページ、工事請負費等明細書は 65 ページ、下から 2 つ目の黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料の松枯損木処理業務委託料 70 件 2,374 万 8,000 円余です。本市の松くい虫被害防止の基本対策としまして、アカマツ枯損木の早期発見、早期駆除に努めているところで、令和 2 年度は主に片丘、広丘地区で実施したものです。本事業の財源は、国や県から交付される森林病害虫等防除補助金を活用しております、629 万円余が充当されています。その下の松くい虫侵入防止緩衝帯整備委託料 1,331 万円であります。面的な被害拡大防止を図るため、過去の被害状況から侵入経路を特定し、アカマツを皆伐し、樹種転換を図る整備を実施したものでありまして、片丘地区の塩尻インターチェンジ西側約 3.3 ヘクタールの整備面積となっております。本事業の財源は県の森林づくり県民税事業であります森林づくり推進支援金事業補助金を活用しております、補助率は定額となっております、211 万 7,000 円が充当されております。

次の白丸、林業総務事務諸経費は、林業振興審議会の委員報酬や市内 3 小学校が活動しておりますみどりの少年団への補助金が主なものとなっております。

決算書 178、179 ページ、一番上の白丸、木質バイオマス地域循環システム形成事業、決算説明資料は 92 ページ、下から 2 つ目の黒ポツ、放射能測定器保守点検等委託料 26 万 4,000 円は地元要望、また環境保全協定に基づきまして設置した測定器の保守点検委託料です。これによりまして、木質バイオマス発電に使用する、受け入れる全ての燃料材の放射線量を常時監視し、地域住民の生活安全性を確保しているところです。

続きまして、2 目治山林道費の 1 つ目の白丸、治山林道事業、工事請負費等明細書は 10、11 ページ及び 65 ページ、決算説明資料は 92 ページ、上から 3 つ目の黒ポツ、設計委託料 550 万円は、主要林道であります林道片丘線の改良工事に関わる測量設計業務委託料 176 万円及び林道長寿命化計画に基づき実施する林道桑崎線の橋梁補修に関わる設計委託料 374 万円です。その下の黒ポツ、林道改良工事 1,980 万円は、林道片丘線の曲線改良や水路改修に関わる工事費です。本事業の財源は、国の農山漁村地域整備交付金を活用しております、補助率は国が 100 分の 50、県が 100 分の 1 で、1,009 万円余が充当されております。

次の白丸、治山林道事業（繰越）の林道改良工事は、林道片丘南部線の改良工事でありまして、令和元年の台風 19 号災害により、年度内完了が困難となったため繰り越した工事費です。本事業の財源は、林業専用道整備事業補助金を活用しております、補助率、国が 100 分の 45、県が 100 分の 1 で 262 万円余が充当されております。

続きまして、3 目造林費、1 つ目の白丸、森林再生林業振興事業、決算説明資料 93 ページ、法人請負費等明細書は 65 ページ、下から 5 つ目の黒ポツ、市有林施業委託料のうち市有林施業委託料 1,138 万 5,000 円は、下西条地籍にあります市有林約 5.7 ヘクタールにおきまして、森林経営計画に基づく搬出間伐作業道開設を実施したものです。また、その下の設計業務委託料 165 万円は、令和 3 年度実施する市有林施業地の設計委託料です。市有林施業委託料の財源は森林造成事業補助金を活用しております、補助率は国が 10 分の 3、県が 10 分の 1、485

万円余が充当されている状況です。その3つ下の黒ポツ、森林経営管理制度調査委託料 330 万円です。これは平成 30 年 4 月に施行された森林管理制度の運用を図るため、市内森林の状況を把握する基礎データを整備し、ゾーニング図を作成したものです。本事業は令和元年度から配分が開始されました森林環境譲与税を財源としております。

決算書 180、181 ページ、一番上の白丸、森林活用推進事業、決算説明資料は 94 ページ、下から 2 つ目の黒ポツ、森林活用推進負担金 7,000 万円余です。これは森林公社への負担金でありまして、その内訳は総務事業費が 2,900 万円、これは人件費が主なものです。あと、森林整備事業といたしまして 1,590 万円余、森林教育に関わる事業として担い手育成事業が 980 万円余、また、山のお宝ステーション事業が 1,510 万円余です。本負担金には地方創生推進交付金を活用しておりまして、対象事業費の 50%として 1,940 万円余が充当されているほか、新規拡大分の事業は森林環境譲与税として約 1,000 万円余を財源としております。

次の白丸、木質バイオマス活用促進事業、一番下の黒ポツ、木質バイオマス利用設備費等補助金 694 万 9,000 円余です。これは木質バイオマスの需要拡大と身近な森林資源の有効活用を図るため、まきストーブやペレットストーブ等の購入費の一部を補助するものです。

6 款農林水産業費の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、この際、午後 1 時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 0 時 57 分

○委員長 休憩を解いて再開いたします。

先ほど説明を受けました農林水産業費について質疑を行います。ページを区切って行います。初めに 166 ページから 173 ページの中ほど、農業集落排水事業繰出金まで、委員の皆さんの質問をお願いします。

○柴田博委員 171 ページのぶどうの郷づくり等推進事業の関係ですけれども、果樹園整備促進事業補助金ということで果樹棚、果樹の苗、雨よけということで記載があるのですけれども、それぞれ補助金を受ける要件と補助率等についてももう少し具体的をお願いします。

○農林課長 ブドウ棚またはそのほか果樹棚の新設または更新というものは、補助率がブドウ棚の場合は 3 分の 2、その他の果樹棚の場合の補助率は 3 分の 1 となっております。また、果樹苗の導入に関わる補助は補助率が 2 分の 1、それから雨よけは補助率が 3 分の 1 ということになっております。要件は担当係長から答弁いたします。

○農林係長 要件は、いずれも個人は市内に在住する方を要件としております。その中で、果樹苗木の補助を受ける方は果樹共済か収入保険のいずれかに加入していることを条件としております。

○柴田博委員 それぞれ規模等には関係なしに、多少大きくても小さくても数が多くても少なくとも補助は受けられるということでいいのでしょうか。

○農林係長 そのとおりです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 有害鳥獣の関係で、先ほど、鹿とか猿とかイノシシ、熊と言われたのですが、最近、ハクビシ

ンが結構出ているのですけれども、ハクビシンの対策はどのようになっていますか。

○農林課長 ハクビシンは、県等に許可を取ってやっているものではなく、それぞれ市の許可でやっておりまして、個人の、例えば庭に出てきているとか、それから屋根裏に入ってしまうとか、様々なところで出没をしているというような連絡が入りますので、そういった場合には捕獲用の檻を猟友会に依頼をして、設置をしていただいたりというようなことで対応しております。

○永田公由委員 ハクビシンは、例えば、この間、私のうちの前ではねられた。猟友会の人にどうすればいいかと言うと、本当は尻尾を切って持っていたら3,000円だか7,000円になるけれども、私は忙しくて行けないと言うもので、しょうがないと私が山へ持って行って捨ててきたのですけれども、そういった報奨金みたいなものはあるのですか。

○農林課長 報奨金というか駆除したものの尻尾だとか写真だとかを猟友会員が持ってきた場合に、それぞれ補助金も入っておりますけれども、大型獣であると、例えばニホンジカだと1万2,000円だとか、イノシシだと1万2,000円、ニホンザル1万3,000円。小型獣については1,000円というような、より駆除活動を推進させるためというか、被害軽減につながるというような意味合いで、猟友会がそういった形でどちらかの報奨金を出しているという形になります。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 関係資料の88ページに書かれている新規就農者支援事業ですが、支援事業は非常にいいことをやっていたいのですけれども、その後の後追い調査と言いますか、新規就農していただいた方がその後継続的にやられているのか、あるいは補助をもらった期間だけで諦めてしまっているのか。近くにも大きなイチゴ園をやって頑張っている方もいらっしゃったのですが、最近、動いているのを見なかったりしたものですから、どうなのかということで、新規就農支援のその後の状況を、受けた方のその後の状況を教えてください。

○農林課長 認定新規就農者は平成26年からの制度でありまして、今現在は24名というような形になっております。実質、令和2年度はマイナス6名ということになるのですけれども、期間がありまして、その期間で補助金の適用になったりするわけなのですけれども、その後、例えば、体調を崩してしまったりとか、そういったような状況で離農してしまう方も中にはいらっしゃいますので、そういったことも含めて、今後の見通し等も十分観察していきたいと思っております。

○西條富雄委員 そのように農産物も流通させていくこともやっていかなければいけないと思うのですけれども、農産物流通に関しても、先ほどコーディネーターの話もありましたけれども、そういう方の協力をもらって、新規就農者をもっと継続してもらうことは考えていませんか。

○農林課長 認定、新規就農者に関して、また、認定の業者に関しては、国の制度に基づいて様々な支援が受けられるというようになっておりますので、市としましては、大いにそういった事業を活用して、後継者を増やしていくということは十分に考えていかなければならないと思っております。また、そこからコーディネート事業、流通促進だとか、販路開拓というところにつながっていけば、そういった認定事業者についても今後の見通しが明るくなっていくのではないかと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今回の関連ですけれども、173ページの間にある農産物流通促進事業の流通コーディネーター

事業で、学校給食で地元野菜をとということで成果が上がっているということですが、何か聞くところによると、今年コーディネーターがいないというようなことをお聞きしましたが、どうなっていますでしょうか。

○農林課長 委員がおっしゃるとおり、令和2年度でコーディネーターがいなくなったということで、しかしながら、コーディネーターにやってきていただいた農家と利用者をつなぐというようなことについては、引き続き取り組んでおりまして、これは各JAの職員が独自で農家と学校をつないでいるというような取り組みを行っているという状況です。

○古畑秀夫委員 これはどのような経過で、市ではできないということでJAにお願いしたのか、JAが本来やるべきことだということにしたのか、その辺の経過というのはどういうことでしょうか。

○農林係長 コーディネーターの件ですが、当初は農業公社でコーディネーターを雇用しまして、それに対して、市、それから両JAが負担金を支払っていただく中で実施してまいりました。その中で、まずJA洗馬、その後に市農協になるのですけれども、両農協から負担金を出すのではなくて、自分たちの雇用している人でこの事業を進めていきたいという話がありましたので、それであれば各農協でこの事業を実施していただいて、公社への補助金を出すというものを令和3年度からやめにしているところです。

○古畑秀夫委員 また、違う項目でお願いします。先ほど、171ページの果樹共済の加入促進事業で、現在、どの程度の方が果樹共済へ入っているのか。

それから、もう一つ、収入保険というのも始まっていると思うのですが、これはどこに載っているのか。収入保険に対する補助もたしか塩尻市の場合、取り組んでいただいていると思うのですが、その辺の関係も含めて答弁をお願いします。

○農林課長 果樹共済は、農家のセーフティネットとしての加入促進を図っておりますが、補助率が4分の1となっております。果樹農家が入る保険は、収入保険か果樹共済のどちらかというようになっておりまして、先ほどの収入保険の話になりますが、市が2分の1を補助している昨年度から実施しているものであります。野菜農家の方を対象として、収入保険の加入促進を行っているというようなところです。果樹共済は令和2年度に加入率が39%、収入保険は3.6%という状況となっております。

○古畑秀夫委員 農家の皆さん、年によっては収入がすごく落ち込んだり、今年の遅霜の関係で、かなりリンゴや梨の部分で被害があったということでして、そういうことを考えると、果樹共済なり収入保険へ、市も補助金を出していただいているのですが、果樹共済は4分の1ですか、2分の1ではなくて。収入保険は2分の1で、果樹共済は4分の1ということで、できる限り、これはぜひ進めていただきたいと思います。

○農林課長 先ほどの答弁で果樹共済の補助率が4分の1と申し上げましたが、2分の1に訂正いたします。それから、昨今の災害、異常気象だとか、それから遅霜等の関係で、先日もJAから要請を受けたところですが、収入保険への加入促進等はしていきたい。農家の皆さんも自助の意識を高めてもらって、自分のものは自分で守ってもらうという意識を高めてもらって、加入促進をしていきたいと思っておりますけれども、ただ、予算の範囲内での支援になるものですから、そういった支援の制度だとか支援率とか、そういったものも今後加入状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○古畑秀夫委員 市農協、両JAからそれぞれ霜の関係の被害に対する支援の申入れがあったようですけれども、その辺はどのようなことをお考えなのか、お聞きしたいです。

○農林課長 JAからの支援内容は、収穫期に向けた果樹農家の資金繰りが課されるということが想定されるので、そういった利子補給の支援だとか、さび果というような規格外の果実を販売するに当たっての資材の購入費の助成、または収入保険制度への掛金の支援率の引上げというような制度がありました。いずれにしても、JAがそういった被害の調査を取りまとめて、市経由で県に上げているような状況でありまして、現在のところ、速報値での被害額というものは出ておりますけれども、どれぐらい農家がそういった支援を要求しているのかというような取りまとめは、これから収穫期を迎えて見えてくるものでありますので、今後JAがそういう取りまとめをした中で、また市に何らかの話があると思います。そういったことを踏まえて、今後どういった対応をしていくかを検討していきたいと思います。

○委員長 先ほどの収入保険の補助金の決算というのは、どこの数字に入ってくるのですか。

○農林係長 収入保険の決算額は、ぶどうの郷づくり推進事業の中にあります果樹共済等ということで、この等の中に収入保険分も入っております。したがって、果樹共済と収入保険を合わせた金額がこちらの決算となっております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 先ほど聞いた果樹棚の整備などに関するところで、財源の一覧表を見ると、金額のうちの2,000万円が寄附金を充当しているというようなことなのですけれども、この辺は、何か特別な事情等があるのでしょうか。

○財政課長 寄附金ですが、こちらに総務費寄附金となっております。具体的にはふるさと寄附でして、塩尻市で子育てですとか林業ですとか4つのカテゴリーがありまして、その目的に際して頂いた寄附を、可能な限り当年度の事業に充当しているという中で、その一環として、その事業に寄附金の一部を充てさせていただいたということです。

○柴田博委員 たまたま、この年についてはそういうことで、また来年になったら違うかもしれないと、そういうことでいいですか。

○財政課長 寄附金は、毎年額が大きく変動することもありますので、その年の状況を見ながら、できる限り寄附を頂いた皆さんの御意向に添えるように配慮しているつもりです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 決算説明資料の89ページの農地流動化促進事業で、評価資料というものがあって、荒廃農地の面積が15ヘクタールに対して実勢15.1ヘクタール、これは荒廃農地の面積ではなくて、解消された面積ではないですか。

○農業委員会局長 こちらの数値は遊休荒廃農地の面積です。実績値が0.1ヘクタール増えておりますが、これはただ0.1ヘクタール増えたということではなく、令和2年度は約2ヘクタール解消したのですが、新たにまた2.1ヘクタール遊休荒廃農地が発生したということです。

○副委員長 今、実際、遊休荒廃農地として市が補足している農地というのは、どのぐらい全体としてはあるのですか。

○農業委員会局長 今年3月末で目標と同じ15ヘクタールまでになっております。ただ、その後、解消してい

るものもありますし、新たに発生しているものもあります。8月の農地パトロールで、その辺の調査をしております。そちらはまだしっかりまとまっておりませんので、まとまったところで、もし必要でしたら御報告したいと思います。

○副委員長 成果の欄に交付対象面積147ヘクタールとありますが、これが荒廃農地の面積ではないのですか。

○農業委員会局長 成果の交付対象面積というのは、利用権の設定をして奨励金を交付する対象の面積が147ヘクタールということです。こちらは荒廃農地ではなく、貸し借りの設定をした中で交付対象となった面積のことです。

○副委員長 遊休荒廃農地が147ヘクタールほどもあって、そしてこの事業で解消されたのが15ヘクタールというようですが、今の説明では、15ヘクタールしか遊休荒廃農地はないという理解でいいのですか。

○農業委員会局長 農業委員会で把握しているものです。あと、例えば農協からとか報告があったものについては増加いたしますし、もし借りる方が見つかったりですとかしました場合は減少ということで、現時点では15.1ヘクタールということです。

○古畑秀夫委員 147ヘクタールは貸し借りで借りた人が、市が補助金を出して借りて、借手にお金を補助している。それなので、まるっきりの荒廃農地とは全然違う。交付対象は荒廃農地ではないのですから。荒廃しているわけではない。

○副委員長 そういいますか。貸し借りの対象になる。

○古畑秀夫委員 貸し借りで借りてくれた人はそこを管理するもので、市から3年とか5年とかでお金を補助している。

○副委員長 なるほど。よく分からないのですが、分かりました。

○委員長 農地流動化促進事業までのところで何かありますか。よろしいですか。それでは、173ページまでの質疑は終了とします。

続いて、173ページの農地費から177ページの土地改良施設維持管理適正化事業費まで。

○赤羽誠治委員 土地改良事業の関係なのですが、それぞれ補助整備が終わって、それぞれの改良があったから30年、40年たっているという形になっています。1点お伺いしたいのは、農業施設が、例えば水路ですとか、そういうものに関しては非常に老朽化してきている。多面的の支払いの中でもって、それぞれの団体や改良区は対応しておりますが、市として土地改良施設、土地改良を行った施設について今後長寿命化とか、そういう形についての部分の調査とか、そういったものについてはどのようにお考えなのか。県でもそういう土地改良施設の長寿命化に関する調査を行いながら、早急に手をつけるべきの、それから少しまだまだ中長期的に維持管理していくものという形でもって分けるような、そういった事業もあるようなのですが、塩尻市はどのようなお考えかお願いしたいと思います。

○農林課長 担当の係長より答弁をします。

○農林係長 長寿命化事業は、国の補助事業等を頂きながらやっていますが、今現在、地元の聞き取りをしながら、図面ですが、水路の整備をしているところです。その中で傷んでいるような水路とかも併せて整備しておりますので、その辺を見ながら、今後は地元の方と相談しながら、長寿命化事業を使いながら更新をしていくような形で考えております。ただ、今、図面ができたばかりですので、具体的にどこを直していくかというよ

うなところは、これから全体を見ながら計画を立てていかなければいけないというところです。

○赤羽誠治委員 分かりました。そうすると、175 ページにあります多面的機能支払交付金事業で、各団体改良区が維持管理したり修理修繕改修していくものとは別に、市として地元との調整の中でもって改修事業を行っていただけると、そういう理解でいいですか。

○農林課長 委員がおっしゃるとおりでして、多面的機能支払交付金で活動できるものは、例えば施設の草刈りとか土砂上げだとかそういったもの、または軽微な補修とか修理というものになりますので、そこはきちんとすみ分けをして取り組んでいきたいと思えます。

○赤羽誠治委員 分かりました。いずれにしても、かなり 30 年、40 年と時間がたっているの、それぞれの傷み具合に応じて早急に手をつけるところ、それから、もう少し、この多面的を利用して解消するとか、そういったところの方向づけをして、地元と調整してもらいたいと思えます。要望です。

○委員長 ほかにありますか。いいですか。それでは、177 ページまでは終了といたします。

次に、林業費 177 ページから 181 ページの上段まで質問のある方はお願いします。

○横沢英一委員 177 ページの松くい虫の関係についてお聞きしたいのですが、被害状況は拡大しているのでしょうか。松本市だとか朝日村の山は結構赤くなっているということで、緩衝帯がこれからどうなるのかというようなことも含めてお聞きしたいと思えます。

○農林課長 令和 2 年度のアカマツの被害状況ですが、檜川地区を除く市内全域で 164 か所出ております。これは令和元年度と比較しまして 26 か所多い状況です。また、今年度は 7 月末時点で 172 か所という規模で、既に令和 2 年度の被害箇所数を上回っているというような状況で、要因は具体的にこれというものは確定できませんが、片丘地区、塩尻東地区におきまして、あと、下小曾部について被害が拡大しているような状況です。以前から取り組んでおります被害経路を確定した緩衝帯整備ということで、東山山麓、松本市からの被害侵入経路での松本山麓、それから鎖川からの南下を防ぐための関係では朝日村との協議を行いながら、小曾部地区での緩衝帯整備というものも、今後検討しながら整備箇所の選定をしていきたいと考えております。

○横沢英一委員 緩衝帯というのは、当然効果のあるものだと思うのですが、私どもは実際、緩衝帯をやっているところを見ても、カミキリムシの跡にすることは分かるのですが、実際効果というのはどのように思っておられるのか、そこら辺を教えてください。それと、91 ページの説明を見ますと、令和元年度には緩衝帯は 4,000 万円ついていますが、令和 2 年度は 1,300 万円の緩衝帯ということ、面積で言うと 3.3 ヘクタールということですが、どうも被害は多くなっていると言っているのにも関わらず、緩衝帯の整備の面積が大分減っているということで、何か特別な理由があるのでしょうか。

○農林課長 緩衝帯の整備の効果は、侵入経路を特定する場合に、被害地からカミキリムシの飛翔距離が大体 2.5 キロメートルというようなデータがありますので、そういったところの地域の限定をして、限定的にやりました。例えばカミキリムシが車についたりとか、何らかの形で移動してきた場合には、そういった緩衝帯という効果はいいか悪いかというところの判断はできませんけれども、面的に広がってくる、自然のというか、カミキリムシが広げるようなイメージでいるのですが、面的に広がってくる場合には緩衝帯の効果というものは発揮できるといように考えております。また、令和元年から令和 2 年、緩衝帯整備費が減っておりますけれども、令和元年度におきましては奈良井川の左岸の段丘林等の整備も行いましたし、ある程度被害地からの侵入経路の緩衝帯整

備が完了し、一旦落ち着いたということで、令和元年4,000万円の令和2年は1,300万円というような形になっていますが、ただ、今年が増加傾向を見ると、またこういった緩衝帯整備にも力を入れる、またはどういった緩衝帯を整備するのが効果的なのかということも踏まえまして、全体の市内の整備計画、方向性を定めていきたいと考えております。

○**横沢英一委員** ありがとうございます。そうすると、被害木を除去するというほかには、大体、今の感じでは緩衝帯が効果のある対策というようなことでよろしいですか。

○**農林課長** 基本的な対策としては、早期に発見して早期駆除することが一番効果的な手段だというように考えています。

○**委員長** いいですか。話がかみ合わないですけども。

○**丸山寿子委員** 松くい虫の関連ですけども、桜井畜産の周辺、吉田と片丘の間に松本市が入り込んでいて、大変困っているわけなんですけれども、その辺、隣の市にはどのように接触していただいているのか、その辺についてお聞かせください。

○**農林課長** 隣の松本市とは情報共有をしております、松くい虫の被害、要は枯損木処理の関係で、極力塩尻市に来ないように被害処理をしてほしいと話をしているところです。朝日村におきましても同様に、情報共有をしながら、そういった要望をしているところでありまして、令和2年度、予定ということで聞いたところによると、朝日村はピュアラインあさひという下水道の終末処理場付近で約100立米の処理をしたと。松本市は、片丘で言うと内田地区において126本380立米、それから寿地区の桜井畜産の北側一帯でも170本350立米というような処理を計画しているというように聞いております。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**中野重則委員** 関連でお願いします。91ページの松くい虫の関係で、課題の黒丸の3番目の被害拡大防止の一環としてという中で、特に森林側のアカマツに関しては樹幹注入。樹幹注入が始まった頃には、どのぐらいの効果が続くのかデータがないので分からないということで樹幹注入が始まったわけですが、ある程度の経過年数をもって、樹幹注入したアカマツが、その後、松くい虫にやられたというような事実があるかどうかお聞きをしたいと思います。

○**農林課長** 市の松くい虫の樹幹注入の補助は、主に庭木の松だとか、守っていかなければいけないような敷地にあるような松を対象として樹幹注入を行っているところでありまして、その有効期限は約5年というように言われていますが、その後の経過観察というものは、こちらはデータを持っておりませんので、その後松くい虫に感染したかどうかということはこちらでは分からない状況です。

○**中野重則委員** 樹幹注入したときに、ラベルか何か貼ります。要するに、松くい虫の被害に遭った松の木がそういうのが貼ってあるか貼っていないかということも含めて、今後、枯損木についてはそういうデータの収集、集積もお願いしたい。

○**委員長** 要望でいいですか。

○**農林課長** 樹幹注入は、塩尻市においては庭木の松だとかでやっておりますので、そういったところを、今後の経過もしっかり見ながら、観察していきたいと思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○平間正治委員 181 ページ上から1つ目の丸の中で、森林活用推進負担金7,000万円余。聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、負担先と財源についてよろしいでしょうか。

○農林課長 森林活用推進負担金ですが、塩尻森林公社への負担金です。内訳は、総務事業費というような人件費が主になります。これが約2,900万円。それから、森林整備事業推進に1,590万円、それから教育、しおじり森林塾だとか、そういった地理教育に980万円、それから山のお宝ステーション事業、まきを取り扱う事業に1,510万円ということになっております。この財源は、地方創生推進交付金が令和2年が最終年度でありまして、それが対象事業費の50%というもので、県費1,400万円が充当されているほか、森林環境譲与税も約1,000万円を財源として充当している状況です。

○平間正治委員 森林公社へ全額ということでもいいわけですか。

○農林課長 そのとおりです。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 松くい虫の関係で、下小曾部の辺りもということで、たくさん出てきているのですが、処理をスムーズにやってもらっているところと、なかなか松くい虫の被害が6月、7月が拡大の時期になるということですので、その前にできれば早めの処理をしてもらいたいわけですが、その辺がなかなか今回の場合、いつまでも処理ができていないというようなことがありまして、これから、また来年に向けて広まってしまうのではないかと心配はしているわけですが、ぜひ早めの処理、早期発見、早期駆除ということでやってはいると思えますけれども、少し遅れているので、早めにやっていただきたいし、朝日村へも強く要請していただいて、早めに。朝日村も多分、今井のほうから緩衝帯でやっているとは思いますが、引き続き要請していただきたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。いいですか。それでは、181 ページまでは終了といたします。

入替えです。お待ちください。

次に進みます。7款商工費180ページから189ページまで、説明を求めます。

○産業政策課長 7款1項1目商工総務費の主なものについて御説明いたします。2つ目の白丸、商工総務事務諸経費、1つ目の黒ポツ、商工業振興審議会委員報酬4万3,000円余は、市設置の審議会開催に伴う12人分の報酬です。

続きまして、2目商工振興費、最初の白丸、基幹産業強化支援事業の下から2つ目の黒ポツ、商工業振興対策事業負担金230万8,000円余は、市内企業への補助事業としまして、商工会議所では自社製品の技術力を紹介するために、展示会などに出店した場合の経費の一部を助成する受発注支援事業に28件の220万6,000円余、振興公社では中小企業が新技術研究などのために公的試験場を利用した場合の経費の一部を助成する試験場利用促進事業に2件の10万2,500円の実績となっており、それぞれ負担金として支出したものです。私からの説明は以上です。

○官民連携推進課参事 同事業、一番最後の黒ポツになります。先端技術実証等負担金ですが、こちらは昨年度行いましたバス型の自動運転に係った経費です。財源は、地方創生推進交付金2分の1が充てられております。昨年11月に4日間、バス型の自動運転の実証実験を行いました。全部で151名の方が試乗されたというものです。こちらの経費ですが、走りました路線の3D地図の作成、それから4日間の実証等、その事前の準備で

いろいろプログラミング調整等をした経費です。私からの説明は以上です。

○産業政策課長 次に、決算書の182、183ページ、最初の白丸、中小企業融資あっせん事業は、市内企業の安定した経営を下支えし、地域経済の向上と雇用の確保をするための制度融資の事業でありまして、中小企業融資あっせん保証料補給金はコロナ融資以外で47件、1,571万円余。中小企業融資あっせん資金預託金は6金融機関に23億2,500万円を預託したものです。

その下の白丸、工業団地維持管理事業の一番下の黒ポツ、公共施設管理委託料152万円余は、市内3つの工業団地の環境整備及び維持管理をシルバー人材センターに委託し、適切な管理を図ったものです。

その下の白丸、商工団体活動支援事業の1つ目の黒ポツ、商工会議所事業補助金1,165万1,000円は、塩尻商工会議所への補助でありまして、安定した運営を支援することにより、市内商工業者への継続的な支援体制を確立すると共に、中小企業相談所では従業員数5人以下の小規模事業者を中心とした経営指導が行われ、令和2年度は延べ2,845件の相談に対応しました。

その下の白丸、企業立地推進事業は、決算説明資料の95ページも併せて御覧ください。上から6つ目の黒ポツ、工場等設置事業補助金1,588万円余につきましては、工場等の新築、増築による建物、土地、償却資産の固定資産税相当額を対象に、平成29年完了の4件、平成30年完了の3件、令和元年完了の3件の計10件に対し補助したものです。

その下の白丸、商工業活性化事業の2つ目の黒ポツ、企画提案事業負担金150万円は、商工団体などが企画、実行する事業に対し支援をいたしました。令和2年度は6事業に対し補助しまして、その中には塩尻青年会議所が昨年10月、少しでも子どもたちや市民に勇気と元気を与えられるよう、市内2か所で実施しました打上げ花火も含まれております。なお、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が財源となっております。

次の白丸、創業支援事業の黒ポツ、特定創業支援事業負担金50万円は、塩尻商工会議所が、塩尻市創業支援計画に基づき創業スクールを開催するための負担金であり、令和2年度はコロナ禍の影響で上半期は開催できませんでしたが、下半期に昼、夜の2コースを設けまして、それぞれ6日間開催しました。成果としまして、延べ13人を支援し、5人が創業しています。なお、この事業は地方創生推進交付金、補助率2分の1が財源となっております。

その下の白丸、ワイン産業振興事業は、決算説明資料の95ページも併せて御覧ください。下の黒ポツ、ワイナリー等設置事業補助金288万7,000円余につきましては、市内におけるワイナリーの整備を促進することにより、ワイン産業の振興を図るためワイナリーの新築、増築、または改築を行う者に対して固定資産税相当額を3年間補助するものであります。令和2年度は平成29年度完成の1件、平成30年完成の3件、令和元年完成の3件の、合わせて7件に対し補助をいたしました。

その下の白丸、商店街活性化事業の2つ下の黒ポツ、商店街活性化事業負担金237万4,000円余は、中小企業団体やまちづくり会社などが実施する商店街の空き店舗改修や改修後の賃借料に対する補助でありまして、令和2年度は1件の空き家改修補助及び8件の賃借料に対し補助したものです。

その下の白丸、起業家育成事業は、決算説明資料の96ページ、黒ポツ、高校生起業家育成事業委託料399万9,600円は、高校生を対象に進学、就職のほかには起業への関心を高めることで、将来のキャリア選択の幅を広げ、

起業家精神あふれる人材を育成することを目的に、セミナーやワークショップなどを開催する事業を振興公社に委託したものです。令和2年度は、提携校3校の296人の生徒に対し、起業家による講演会などを開催し、起業家に触れ合う機会をつくりました。また、中期プログラムでは、個々のアイデアの事業化を目的に公募で集まりました7名の参加に対し、約4か月間にわたり伴走支援を行い、3月の発表会では会場のほかライブ配信も実施いたしております。なお、この事業も地方創生推進交付金、補助率2分の1が財源です。

その下の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業は、決算説明資料の97ページも併せて御覧ください。上から9つ目の黒ポツ、支援業務代行委託料275万円は、市の飲食・交通等事業者緊急支援事業の業務の一部を塩尻市振興公社に委託したものであり、スタッフ及びKADOのワーカー延べ228名が作業を行いました。

次の184、185ページ、一番上の黒ポツ、中小企業融資あっせん保証料補給金3億5,927万円余及びその下の黒ポツ、中小企業融資あっせん利子補給金3,270万円余は、コロナ禍で苦しい経営が続く事業者に対する資金繰り支援のため、新たに2融資制度を創設し、事業者支援を図りました。なお、市制度の融資実行額は、最終的には約86億円となりまして、令和元年度の約4億3,000万円に対して約20倍に急増しましたが、コロナ禍で経営が厳しい事業者の事業継続に寄与したものと考えております。その下の黒ポツ、新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業協力金1,910万円は、県の緊急事態措置などにより、施設の使用停止などの要請に応じた事業者に対し、1事業者当たり30万円を支給する県・市町村連携新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・支援金のうち10万円を市が負担したものであり、塩尻市内の実績は191件でありました。2つ下の黒ポツ、新型コロナウイルス拡大防止支援金511万円余は、市が実施しました先ほどの県・市町村連携新型コロナウイルス感染拡大防止協力金・支援金の対象外となった食事提供施設事業者に対し、1事業者当たり10万円を支給したものであり、51件に対し支給を行っております。その下の黒ポツ、中小企業等事業継続給付金1億4,557万円余は、経済産業省が実施しました持続化給付金の給付事業者に対し、受給額の10分の1以内、上限10万円を支給したものであり、法人で426件、個人事業主で1,069件の延べ1,495件に支給をいたしました。その下の黒ポツ、地域企業経営革新プロジェクト負担金の最初の地域企業経営革新プロジェクト負担金150万円は、新事業、新分野への進出に取り組む事業者に対し、基礎知識などの習得のためのセミナーを8回開催し、延べ145名が参加しました。また、製造コストを低減し生産性の向上を図る企業に対し、ロボット導入等を検討するための専門アドバイザーを派遣などして支援し、3社が診断を実施しました。次の創造的技術開発事業（新型コロナ対策特別枠）補助金550万円余につきましては、新製品の開発や新技術の研究を行う費用の一部を助成している現在の研究開発支援事業を拡大、拡充し、研究開発費などに予算が割けない事業者への支援を行いまして、7件の実績がありました。その下の黒ポツ、受発注支援事業負担金の最初の木曾漆器普及拡大支援事業補助金223万円余には、コロナ禍により県外への営業自粛や漆器祭、宿場際の中止などにより、売上げが急減している漆器関連事業者への支援として、市内外の店舗などが木曾漆器製品を購入した場合の経費を一部補助するものであり、延べ26件の実績がありました。次の営業開拓支援事業補助金150万円は、新しい生活様式に伴い、社内のIT化やオンライン営業、PCサイトの充実等の導入を図る事業者を支援するものでありまして、5件の実績がありました。その下の黒ポツ、飲食・交通等事業者緊急支援事業負担金5,685万円は、コロナ禍の第3波の影響を受けた飲食店や交通事業者の事業継続を支援するため、収入額や車両保有台数に応じて支給したものであり、飲食店は238件の4,850万円、交

通事業者は9件の835万円の実績となっております。なお、上の3つ目の黒ポツ、拡大防止協力企業等特別支援事業協力金から、ただいまの飲食・交通等事業者緊急支援事業負担金までの7事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補助率10分の10が財源となっております。

その下の白丸、プレミアム付商品券事業は、決算説明資料の98ページも併せて御覧ください。最初の黒ポツ、プレミアム付商品券事務費負担金1,958万円余は、商品券事業の実施に当たり、商品券やポスターの印刷代、現金警護の警備員などの委託費の事務諸経費であり、事務局である塩尻市プレミアム付商品券事務事業実行委員会に交付しました。その下の黒ポツ、プレミアム付商品券事業負担金3億2,898万円余は、発行総額13億円の市民向けのしおじり元気応援券と事業者間取引のプレミアム付商品券、発行総額1億3,000万円分の双方のプレミアムの負担金であります。なお、この商品券事業3億4,800万円余の財源につきましては、県の地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金1億7,106万3,000円と残りにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しています。

続いて、3目木曾漆器振興費、白丸、木曾漆器振興事業は、決算説明資料の99ページも併せて御覧ください。上から5つ目の黒ポツ、設計委託料541万円余は、本年度と来年度に予定している地場産センター改修工事の実施設計費であり、耐用年数を超えた機器の更新や照明のLED化、屋根塗装や外壁の一部改修等の設計を行いました。4つ下の黒ポツ、漆器祭、宿場祭開催負担金137万円余は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い春のイベントを中止しましたが、秋の漆器祭は例年と形態を変え、工房見学のライブ配信やオンラインでの研ぎ出し体験ワークショップなどを開催し、体験には23名の参加があり、また昨年のライブ配信以来、現在まで視聴回数は延べ2,600回を超え、中には海外での視聴も確認できております。

続きまして、4つ下の黒ポツ、伝統工芸木曾漆器後継者育成事業負担金64万円は、伝統工芸木曾漆器の製造技術などの保存、伝承及び後継者の育成を図るため、市内において漆器製造業を営む企業などの就業に、その技術を習得しようとする者に対し奨励金を支給しているもので、令和2年度は3名の方に支給をいたしております。その下の黒ポツ、産地活性化プロジェクト負担金124万円は、木曾漆器青年部による箸プロジェクトに必要な箸箱の作成や筑波大学との連携、かしだしっきの運用強化のための新商品開発に取り組みました。なお、この事業は地方創生推進交付金、補助率2分の1を財源としております。3つ下の黒ポツ、地場産センター事業継続支援金1,500万円は、コロナ禍による緊急事態宣言により、道の駅木曾ならかわへの来客数が激減したことによる売上げの減少や、外販、文化財修復などの営業活動が制限されたことによる外注の売上げの減少などにより、財団の事業継続に影響を及ぼしかねない恐れが生じたため、緊急的に支援したものであり、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補助率10分の10を充当しています。私からの説明は以上です。

○委員長 一旦、ここで休憩を入れたいと思いますので、2時10分まで休憩といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 再開

○委員長 休憩を解いて再開いたします。

引き続き、説明を求めます。

○観光課長 それでは、続きまして、同じく決算書184、185ページ、一番下の4目地域ブランド推進事業費、

決算額 6,873 万円余につきまして、2 つ目の白丸、地域産品ブランド化事業につきまして、詳細は決算説明資料の 100 ページに掲載してありますので、併せて御覧ください。決算書ですが、下から 2 つ目の黒ポツ、ワインブランド推進事業負担金 150 万円は、塩尻ワイナリーフェスタへの負担金で、本来であれば 16 回目となるはずでしたが、コロナウイルスの影響によりまして、リアルなワイナリー巡りは行わずにオンライン等での配信、及び中止に至るまでの準備に要した経費となっております。一番下の黒ポツ、地域ブランド推進活動負担金 730 万円余の主なもの、11 月に食のトライアングルえんにちをリアルで開催しまして、2,500 人以上の方が参加をしていただきました。また、ワインプロモーションとして、オンラインイベントの実施、通信販売への誘導、ミスワインの活用を含むワインブランディングプロモーションの実施、桔梗ヶ原国道 19 号線沿いにあります、ぶどうの郷の看板のリニューアル、ワインに特化したパンフレットの作成などを行った経費です。

次に、決算書 186、187 ページ、一番上の黒ポツ、シャトルバス運行補助金 266 万円余ですが、松本山雅ホームゲームへのシャトルバスの運行補助金であります。

次に、5 目観光費です。最初の白丸、観光総務事務諸経費は、観光事務に係る諸経費ですが、一番下の黒ポツ、Wi-Fi アクセスポイント使用料 130 万円余は、市内 18 か所に設置されております Wi-Fi ポイントの 22 台分の年間使用料となります。事業の詳細につきましては、決算説明資料の 101 ページを併せて御覧いただければと思います。

決算書の次の白丸、観光振興事業、決算額 5,991 万円余につきまして主なものは、下から 4 つ目の黒ポツ、観光協会運営補助金 5,015 万円余になりますが、塩尻市観光協会への事業委託負担金等で、観光協会職員 12 人分の人件費のほか、塩尻駅前観光センターや奈良井宿観光案内所、奈良井駅管理運営費、高ボッチ草競馬大会、小坂田の花火大会、ぶどうまつりなどの観光イベント等への負担金などです。同じく、観光振興事業の一番下のシャトルバス運行事業負担金 289 万円余は、一昨年より運行を開始しました奈良井宿と平沢地区を定期的に運行する重伝建周遊バスに対する負担金を観光協会に支出しています。

次に、3 つ目の白丸、観光施設整備事業、決算額 2,169 万円余は、観光施設の維持管理として施設の光熱水費、清掃、草刈り、各種点検等の経費ですが、次の 188、189 ページの中段の下から 5 つ目の黒ポツになりますが、観光施設整備工事 326 万円余の主なものは、みどり湖にありますサンセットポイントが 20 年以上の経過に伴いまして、通行箇所が危険であったりしたため、遊歩道を再整備しました。また、鳥居峠やサラダ公園の遊歩道の整備、併せて観光サインの改修工事等を行っています。

次に中段の白丸、広域観光推進事業 779 万円余ですが、塩尻の地の利を生かして広域観光を推進するための各種負担金となっております。

次に、下のほうに行きまして白丸、新型コロナウイルス感染症対策観光振興事業 4,163 万円余は、こちらも決算説明資料の 102 ページに掲載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。決算書の 1 つ目の黒ポツ、アウトドア活用推進整備工事 809 万円余につきましては、その下の細目どおりですが、アフターコロナに向けた新しい観光スタイルに合わせた施設整備として、高ボッチ高原のテントエリア、オートサイトを整地して整備をし、管理棟でいだらボッチ館のリニューアル、第 2 駐車場付近の Wi-Fi 通信環境の整備、ライブカメラの設置、県産材によります観光サインの設置などを行っています。2 つ目の黒ポツ、観光産業振興負担金 1,956 万円余の主なものですが、観光関連事業者の下支え施策としまして、塩尻宿泊割、バス運行支援、体験・土産ク

ーポン、観光資源の磨き上げなど、間接的ですが、観光経済回復のための事業を実施しております、その実績は決算説明資料の102ページ、一番下の黒ポツ、観光協会WEBサイト等再構築事業負担金1,397万円余ですが、従来は、塩尻の観光情報を市のホームページと観光協会のホームページの両方から同じような内容で発信しておりましたが、観光協会のサイトへ一本化をし、またホームページの閲覧がパソコンより断然スマートフォンからのアクセスが多いため、スマホに最適化したサイトへリニューアルをし、効率的で効果的な情報発信ができるようなシステムに変更したものです。また、観光協会が地域限定旅行業を取得しまして、それに要した費用や旅行商品の造成に係る備品等の購入費も含まれています。なお、財源は県産材公共サイン整備事業補助金4分の3と、地域活性化事業債、また地方創生推進臨時交付金を充てています。7款商工費は、以上のとおりです。

○委員長 それでは、説明を受けました商工費189ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから御質問はありますか。

○永田公由委員 183ページの一番下の中小企業等支援事業に関連してお聞きしたいのですが、この新型コロナウイルスの影響で市内の事業所、飲食店等で倒産または廃業、閉店というようなことが何軒くらいあるのか、もし把握していたらお願いします。

○産業政策課長 小規模の例えば飲食店で店を閉めたという形では把握はしていませんが、チロルの森であったり、そういった公になっているところだけが把握できております。あと、特段、例えば製造業におきましても、どこがコロナに伴う廃業ということは伺っておりません。

○永田公由委員 コロナが影響したかどうか分からないけれど、私の地元でも1軒閉めているのです。食堂というか、大きいドライブインがあったところで飲食店が閉めているのだけれど、そういうのは調査していないのですか。

○産業政策課長 例えば、情報で、商工会議所等の会員であれば把握はできますけれども、特段こちらのほうでは調査等はしていません。

○永田公由委員 それから今のものに関連して、延べ699事業所に86億円の貸付けをしているというのだけれども、この貸付けの上限額というのはどのくらいですか。

○産業政策課長 ただいまの市の制度については、上限額は3,000万円になっています。

○永田公由委員 この貸し付ける条件として、例えば商工会議所に入っていないとダメとか、そういうものはあるのですか。

○産業政策課長 そういった商工会議所の会員等の条件はありませんで、誰でも中小企業であれば該当になります。ただし、国のセーフティネットを取っていただく。取っていただければ、国の保証が銀行につきますので、ぜひそれを取ってほしいということは条件としてつけています。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 187ページの奈良井と平沢のところのシャトルバスですが、利用状況などが分かりましたらお願いします。

○観光課長 利用状況につきましては、昨年コロナでやっているとき、やっていないときがあったのですけれども、運行日数が52日。実際には週末の運行になっていますので52日、乗車人員につきましては、延べ1,419人の方が利用をされています。

○委員長 ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 少し教えてもらいたいのですけれども、189 ページの観光協会のWEBサイトのところで、説明の中で旅行業を協会を取得したということなのですが、その辺のところを詳しく説明していただきたいと思えます。

○観光課長 昨年旅行業を取得しましたが、旅行業の中には第1種、第2種、第3種の一番下に地域限定旅行業として最低資産が100万円、それから営業保証金15万円という、この最低の地域限定なので、塩尻を取り巻く近隣の市町村から集客、併せてそこで完結をする旅行を取り扱えるということで、観光業を取得しております。第1種になりますと、全て国内、海外できて、保証金で3,000万円という形。第3種になっても300万円の保証金という形になるので、最低の旅行業の取得をしております。

○赤羽誠治委員 そうすると、観光協会の会員にもなっている他の旅行者との競合等はない、そういう形で考えていいのですか。

○観光課長 旅行業の方々ともいろいろ相談をさせていただいて、観光協会ですべてをやるということではなくて、基本的には公の、市が絡んだ、例えば視察旅行だとか学校旅行に特化をして、すべてをやるわけではない。併せて、鳥居峠だとか奈良井宿というところで、観光協会が今までも主催していた事業のみをやるということで、すみ分けは旅行者とさせていただいています。

○赤羽誠治委員 これでもって何かしらの収入は得られるということですか。どれぐらい見込んでいるのですか。

○観光課長 もちろん営業収入は、一般社団法人でありますので、収入目的ではありませんけれども、当面は、旅行商品を作成して、修学旅行だとか学校の関係の視察等を受け入れるということで、行く行く収益が上がるような旅行商品まで企画していくということで、すぐこれだけ金額が上がるという形での即効性はないかとは思っております。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 企業誘致というか、決算説明資料95ページの企業立地促進事業であります。課題のところ、野村桔梗ヶ原土地地区画整理事業のめどがついたことから、新たな産業用地の確保が急務とあります。私は一般質問でさせてもらった部分があるのですが、現時点で新規の工業用地なり造成とかの構想、ここで言えないかもしれませんが、そういったものが具体的にはあるわけでしょうか。

○産業政策課長 現在、特段そういった構想自体はありません。ただ今後、野村桔梗ヶ原が進んでいきますので、併せてこういった取り組みはしていかなければいけないと、そのようには考えております。

○副委員長 ぜひに、次のプロジェクトを具体的に企画していく、そういう取り組みを積極的にやるべきだと思うし、やっていただきたいと考えます。これは要望にここではさせていただきますが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、決算書189ページまでは終了といたします。

それでは、8款土木費、190ページから209ページまでの説明を求めます。

○建設課長 それでは、8款土木費をお願いいたします。決算書では190ページからとなります。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費ですが、191ページ備考欄2つ目の白丸、土木総務事務諸経費につきましては、主

に会計年度任用職員報酬や道路損害賠償責任保険料の支出となっております。

続いて、3つ目白丸、統合型GIS共用空間データ作成事業につきましては、決算説明資料103ページを御覧いただきたいと思っております。統合型GIS共用空間データ作成業務委託料として、中段の白丸にありますが、基盤地図修正業務を行いました。基盤地図につきましては、都市計画図ですとか道路台帳などの本市の地図データの基になる地図ですが、市内を100ブロックの区画に分けまして、毎年修正を行っております。

続いて、決算書に戻りまして、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費です。2つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費につきましては、193ページの備考欄、下から3つ目の黒ポツになりますが、県単道路事業等負担金1,130万3,988円が主な支出になります。令和2年度は、県単事業として、贅川と塩尻町の急傾斜地崩壊対策事業に対し、負担金を支払ったほか、県道塩尻停車場線、こちら大門八番町の銀座通りになりますけれども、こちらの舗装工事と県道今井洗馬停車場線、こちら妙義保育園の東側の県道になりますが、道路改良工事などを県に施工していただきました。

続きまして、2目道路維持費、1つ目の白丸、道路等維持事業につきましては、決算説明資料103ページを御覧いただきたいと思っております。各区からの要望などによる道路施設の維持改良工事を29か所実施したほか、清掃委託としてシルバー人材センターに、路肩や植樹ますの除草作業業務を委託したものや、市道上に植樹されている街路樹の剪定、支障木の伐採等を実施したものです。また、決算説明資料の104ページの上段にありますとおり、維持補修として道路損傷箇所の舗装補修ですとか、側溝補修等、維持応急工事を82か所実施したほか、104ページの中段にあります排水路整備工事として市内28か所工事を実施しております。

決算書194、195ページ、次の白丸、除雪対策事業ですけれども、決算資料の104ページ、決算説明資料の1つ目の白丸、除雪作業委託といたしまして、市内の除雪に関しまして36業者に除雪を委託したほか、27業者に凍結防止剤の散布作業を委託したものです。これに加え、その下の白丸、除雪協力助成金といたしまして、除雪路線以外の市道の除雪を各区が実施していただいたものに関しまして、市道を除雪するための除雪機購入に対し交付した助成金が主な支出となります。なお、こちらの財源につきましては、幹線道路など、雪寒路線の除雪について要した費用の3分の2は、社会資本整備総合交付金の対象となっております。

決算書に戻りまして、3目道路新設改良費、1つ目の白丸、幹線道路整備事業につきましては、こちらも決算説明資料105ページ、1つ目の白丸、業務委託といたしまして、町区上西条線、こちらは塩尻町の交差点になりますけれども、用地測量を実施したほか、工事としては緑ヶ丘南交差点、市営球場の西側、市道と国道との交差点になりますが、こちらの改良工事を実施いたしました。また、支障物件移転補償費として、松本歯科大学東交差点と緑ヶ丘南交差点改良に関わる電柱等の移転補償をしたほか、用地取得といたしまして、松本歯科大学東交差点などの事業用地を取得したものです。なお、こちらの財源につきましては社会資本整備総合交付金で、補助率は、事業によりますが、10分の5から10分の5.5となっております。

続きまして、決算書に戻りまして、次の白丸、生活道路整備事業につきましては、決算説明資料105ページ、2つ目の白丸、工事として、地元要望による生活道路の拡幅ですとか、国鉄側道線や志学館高校東線など14件の整備を実施しました。なお、決算説明資料には道路改良工事15件と記載しておりますが、これは前年度からの繰越工事を1本含めまして計15件となっております。このほか、道路事業に関わる用地取得、支障物件の補償等を行ったものです。

続きまして、決算書 196、197 ページ、次の白丸です。歩道整備事業につきましては、決算説明資料 106 ページを御覧いただきたいと思います。通学路整備の一環として、平成 29 年度から工事を継続している市道君石野村線、こちらの北熊井の旧の君石団地の西側の道路になりますけれども、こちらの歩道整備を実施したものです。財源については社会資本整備総合交付金で、補助率は 10 分の 5.5 となっております。

決算書に戻りまして、次の白丸、道路施設長寿命化改修事業につきましては、決算説明資料 107 ページを御覧ください。1 つ目の白丸、業務委託のうち橋梁点検につきましては、5 年に 1 回行うことが義務づけられておりますけれども、この橋梁点検は、令和 2 年度は 35 橋実施したほか、2 つ目の白丸、工事としまして、道路施設の長寿命化に関わります郷原橋の橋梁修繕や東山山麓線の舗装修繕、また郷原トンネルの補修工事等を実施したものです。

また、4 つ目の白丸は、起債事業になりますけれども、舗装修繕工事といたしまして岩垂横 12 号線、こちらはアルプスグリーン道路になりますけれども、アルプスグリーン道路とか床尾平出線の工事を実施しております。こちらの財源の社会資本整備総合交付金の対象の事業につきましては、補助率は 10 分の 5 から 10 分の 5.5 となっております。

決算書にお戻りいただきまして、次の白丸、幹線道路整備事業（繰越）になります。市道新設改良工事 2 か所といたしまして、高出地区の緑ヶ丘南交差点と市道上り側道南熊井長畝線、こちらは長畝の山麓線の入り口になりますけれども、整備を実施したものが主な支出となります。財源につきましても、社会資本整備総合交付金で、補助率は 10 分の 5 から 10 分の 5.5 となっております。

続きまして、次の白丸、生活道路整備事業（繰越）です。市道新設改良工事 1 か所といたしまして、市道下西条狐窪線の道路改良工事を実施したほか、他の生活道路の事業用地の取得や支障物件移転補償費が主な支出となります。

続きまして、次の白丸、歩道整備事業（繰越）につきましては、市道新設改良工事 1 か所といたしまして、市道君石野村線の歩道を整備したものです。財源につきましては社会資本整備総合交付金で、補助率は 10 分の 5.5 となっております。

続きまして、次の白丸、道路施設長寿命化改修事業（繰越）です。市道新設改良工事 4 か所といたしまして、郷原橋奈良井川にかかります郷原トンネルの西の端の耐震補強工事と洗馬岩垂の、通称愛ビタミンロードなどの舗装改良工事を 3 か所実施したものです。財源につきましては社会資本整備総合交付金で、補助率は 10 分の 5.5 となっております。

続きまして、決算書 198、199 ページ、4 目交通安全施設費、備考欄 1 つ目の白丸、交通安全施設整備事業につきましては、決算説明資料 108 ページ、1 つ目の白丸、交通安全施設設置工事といたしまして、地元要望などに基づき、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設 22 か所の設置と、2 つ目の白丸、通学路安全対策工事といたしまして、例年実施しております通学路合同点検などの要望箇所 8 か所において、市道のカラー舗装、またスピードを落とさせるためのハンプの設置など、通学路の安全対策工事を実施いたしました。なお、財源は、社会資本整備総合交付金の対象となる事業につきましては 10 分の 5 となっております。

決算書に戻りまして、次の白丸、交通安全施設整備事業（繰越）です。交通安全施設設置工事 6 か所を実施いたしました。これにつきましては、一昨年、滋賀県の天津市で保育園児がお散歩中に交通事故に巻き込まれる

ことを受けまして、塩尻市におきましても、市内保育園のお散歩コースのうち、危険な箇所交通安全対策を実施したものです。工事6か所と記載させていただきましたが、これは、各保育園の緊急点検により要望のあった市内10か所程度の対策を、6工事に集約して整備したものです。財源は社会資本整備総合交付金で、補助率は10分の5となっております。

続きまして、3項1目河川維持費です。備考欄、1つ目の白丸、河川改修事業諸経費につきましては、県河川協会の負担金が主な支出となっております。

次の白丸、河川改修事業につきましては、片丘のいもじ川の護岸改修と勝弦のカラキ平で角型フリュームの設置を行いました。

次の白丸、河川維持諸経費ですが、河川支障木伐採委託料として、宗賀地区の尾沢川で河川管理に支障となる木の伐採を実施したほか、河川環境整備工事2か所として、洗馬岩垂の沓沢川と元町の岩井沢において河床整備工事などを実施したものです。以上、私からの説明となります。

○都市計画課長 私からは4項都市計画費に係る御説明をいたします。決算説明資料108ページ以降、順次御覧いただくようお願いいたします。

それでは、1目都市計画総務費、2つ目の白丸、都市計画総務事務諸経費は、都市計画課の全体の事務諸経費であります。主な内容として、都市計画審議会を3回開催しまして、床尾地区、野村桔梗ヶ原地区の地区計画などについて御審議いただき、2地区の地区計画を都市計画決定したところです。次のページ、一番上の黒ポツ、地区計画策定基礎調査業務委託料につきましては、決算説明書にありますとおり、みどり湖地区、南内田地区の基礎調査を実施し、現在、それぞれの地区で地区計画の策定に向け、地区が主体となって作業を進めているところです。

続きまして、次の白丸、都市緑化推進事業は0.3ヘクタール以上の開発行為等で整備され、既に市に帰属された138か所の開発緑地の維持管理にかかった経費及び塩尻市みどりのまちづくり事業助成要綱に基づき、出生記念樹・新築記念樹等の苗木の交付を行った経費であります。

次に、2目公園管理費をお願いいたします。1つ目の白丸、公園等管理諸経費は、都市公園32か所及び檜川地区公園5か所の維持管理を行った経費です。内容につきましては、小坂田公園の有料施設の管理をはじめ、各公園の草刈りや樹木の伐採、剪定等の業務をシルバー人材センター等に委託したものです。なお、使用料等の収入につきましては、小坂田公園の有料施設等の使用料及び自動販売機等の設置料を含めまして、合計で1,225万1,244円となっております。

ページをお進みください。次の白丸、公園施設長寿命化改修事業は、平成24年、25年に策定しました長寿命化計画及び遊具の安全点検の結果に基づき、令和2年度は6か所の更新工事及び修繕工事を行ったものです。

次の白丸、小坂田公園再整備事業は、決算説明資料にありますとおり、5月に再整備計画の公表後、7月に市民説明会を開催し、意見を頂いたところです。また、詳細設計業務及びプールの解体工事に着手いたしました。なお、解体工事につきましては、契約額1億2,226万5,000円のうち、約75%の9,287万3,000円を執行し、残りの2,900万円余につきましては、令和3年度に繰越しをしているところです。

次に、3目都市計画道路費をお願いします。白丸、都市計画道路整備事業は、決算説明資料にありますとおり、野村桔梗ヶ原土地区画整理地内の高原通線370メートルの道路詳細設計及び建物の補償調査を委託業務で行いま

した。また、工事につきましては、広丘東通線の段丘部分 71 メートルの工事に着手し、本年度から始まります区画整理事業の工事用進入路の確保ができたところです。なお、事業財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金 2,120 万 9,000 円及び公共事業債等 1,550 万円の合計 3,670 万円余となっております。

ページをお進みください。4 目駅施設維持費をお願いします。白丸、駅舎等維持管理諸経費は、広丘駅の自由通路の維持管理及び塩尻駅、広丘駅のエレベーターの維持管理を行った経費です。

次に、5 目区画整理事業費、1 つ目の白丸、塩尻駅北土地区画整理事業は、決算説明資料にありますとおり、組合が行う土地区画整理事業に対し、助成要綱に基づき事業支援をすると共に、幹線道路については、市が補助事業により整備を行ったものです。また、事業の進捗につきましては、令和 2 年度までに、公園工事を除き、予定した道路工事、造成工事がほぼ完了したところであり、組合が販売しています保留地につきましては、令和 3 年 7 月現在までに 99 画地全ての保留地が完売となっているところです。なお、事業の財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金 2,855 万 9,000 円及び起債 3,840 万円の合計で 6,690 万円余となっているところです。

次の白丸、土地利用促進事業は、決算説明資料にありますとおり、企業用地の受皿となります産業団地を区画整理事業により整備するために、事業主体となります組合設立に向け、地権者、業務代行者と協力し事業を進めたものです。令和 2 年度の取り組みにつきましては、委託業務により、認可申請の策定業務を進めると共に、役員会及び地権者説明会を 8 回開催し、全地権者から事業同意を取りまとめ、組合設立の認可申請を行ったところです。なお、組合設立につきましては、令和 3 年 5 月 17 日に長野県から認可を受けまして、5 月 19 日に組合の設立総会を行い、本格的に事業に着手したところです。

次に、6 目市街地活性化事業費、1 つ目の白丸、ウイングロード管理事業は、市が建物の約 75%を所有していますウイングロードビルの管理運営を行った経費で、ビルの運営調整及び建物の専有部分及び共有部分の維持管理等について、塩尻市振興公社に委託したものです。

次の白丸、広丘駅東口駐車場事業は、広丘駅東口に設置していますパークアンドライド駐車場の維持管理費であります。使用料収入につきましては、広丘駅東口駐車場使用料として約 600 万円となっております。なお、利用状況につきましては、コロナ禍の影響により、令和元年対比で、使用料、利用台数と共に 25%減となっております。

次に、7 目交通安全対策費、1 つ目の白丸、交通安全対策事業諸経費は、塩尻市交通安全実施計画に基づき、市民の交通安全教育及び市内の交通環境対策を行った経費であります。主な内容としまして、一番下の黒ボツ、高齢者運転免許証自主返納支援事業負担金につきましては、167 件の申請があったところです。またページをお進みいただきまして、一番上の黒ボツ、自動車急発進防止装置整備費補助金につきましては、150 件の申請があったところです。なお、令和 2 年度の市内の事故の状況につきましては、コロナ禍の影響から、発生件数は前年対比 3 割近く減少している状況です。

次に、8 目輸送対策費をお願いします。1 つ目の白丸、輸送対策事業は、決算説明資料にありますとおり、市民生活に必要な移動手段の確保と、地域振興を目的に市が地域振興バス 10 路線を運行した経費であります。なお、委託先につきましては、榎川線を除く 9 路線はアルピコタクシー株式会社に、榎川線は大新東株式会社に、それぞれ運行を委託したものです。利用状況につきましては約 9 万 8,000 人で、令和元年対比 28%減少しているところです。また、事業の財源につきましては、地域振興バスの運賃収入と回数券の収入を合わせ 380 万円余です。

次の白丸、駅前駐輪場等管理事業は、広丘駅、みどり湖駅の自転車駐輪場の維持管理を行った経費です。

次の白丸、地域公共交通網形成計画策定事業は、令和3年7月に公表しました地域公共交通計画の策定に要した経費であります。策定に当たりましては、市内10地区での意見交換を実施したほか、地域公共交通協議会3回、計画策定部会3回を開催し、計画を策定しております。なお、事業の財源につきましては、県の地域交通ベストミックス構築事業補助金134万1,000円となっております。

次に、9目下水道事業費、下水道事業会計繰出金をお願いします。白丸、下水道事業会計繰出金8億円は、総務省基準により一般会計から下水道会計に繰り出しを行ったものです。私からは以上です。

○建築住宅課長 私からは、5項住宅費をお願いいたします。決算書206、207ページは職員の給与費となっておりますので、208、209ページからお願いいたします。また、決算説明資料は111、113ページですので、併せて御覧をいただきたいと思っております。

まず1つ目の白丸、住宅事務諸経費につきましては、市内の市営住宅等18団地99棟555戸の管理運営事務に係る費用です。主に長期滞納に伴う明渡し及び家賃等の訴訟請求の弁護士委託料、また、住宅管理システムの使用料となっております。この財源につきましては、市営住宅等の使用料及び督促手数料です。

続きまして、2つ目の白丸、市営住宅管理維持補修費につきましては、市内の市営住宅等の管理維持補修に関わる長野県住宅供給公社への管理代行及び指定管理並びに建物の維持補修委託、また、公営住宅長寿命化計画に基づく吉田団地B棟と集会所の屋根・外壁の防水及び塗装工事に係る費用です。この事業に係る主な財源は、市営住宅等の使用料及び社会資本整備総合交付金で、この補助率は10分の5です。

次の白丸、空き家対策事業につきましては、市内に点在する空き家について、塩尻市空き家等の適正な管理に関する条例に基づき、空き家の適正管理と利活用を推進するための費用で、決算説明資料111ページ下段及び112ページ上段にもありますとおり、空き家の調査や適正管理指導等を実施したほか、住宅ストック活用事業補助金55件の事業補助、また、空き家バンクの運営による地域活性化に向けた取り組みとするため、空き家利活用事業負担金を支出したものです。また、住宅ストック活用事業補助金につきましては、令和3年7月から立地適正化計画を具現化するため、居住誘導区域内にある旧耐震基準の空き家解体事業費に対する補助上限額を、従来の50万円から100万円に引き上げ、区域内の未利用地の流動化と移住・定住を促進するよう、要綱の改正を行いました。

引き続き、2目建築指導費、1つ目の白丸、建築確認等事務諸経費につきましては、建築基準法の規定に基づく限定特定行政庁として、建築確認申請の審査・検査及び長期優良住宅の認定審査等の事務を行うために要した費用です。財源につきましては、建築確認等手数料となっております。

2つ目の白丸、耐震対策等事業につきましては、決算説明資料112ページ下段にもありますように、旧耐震基準による木造住宅の耐震診断57件の耐震診断業務委託、木造住宅7件の耐震工事、ブロック塀等撤去9件、改善2件の耐震補強事業補助、国から示された市内の大規模盛土造成地の第2次スクリーニング実施に向けた優先度を評価するための大規模盛土造成地調査業務委託を行ったものです。この財源につきましては、社会資本整備総合交付金で、補助率は10分の5及び住宅建築物耐震改修増進事業補助金で、この補助率は10分の2.5です。

3つ目の白丸、県産木材住宅普及促進事業につきましては、地域資源である県産木材の利活用及び移住・定住促進を図るため、県産木材を活用して行う住宅の新築11軒、改修1軒に対する補助事業です。これは113ページ

上段にもありますので御覧いただきたいと思います。なお、この財源につきましては社会資本整備総合交付金、補助率は10分の4.5です。

以上で、8款土木費の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま説明を受けました土木費について質疑を行います。ページを区切って行います。まず、190ページから199ページの河川費までの質疑を行います。御質問ありますか。

○柴田博委員 199ページの一番上の交通安全施設整備事業の中で、説明資料にゾーン30についての説明があって、ハンプを2か所に設置したところ、十分な効果が得られたということなのですが、ハンプはどのようなものなのかと、どこに設置され、どれぐらい効果があったのか、説明をお願いします。

○建設課長 まずハンプですが、具体的に申しますと、舗装の道路の部分に10センチほどの段差をつける、舗装を少し厚めに盛って、物理的にスピードを落とさせるために山をわざと造るというのがハンプというものです。令和2年度は、高出地区でゾーン30の中に2か所実施させていただきました。中村病院の裏の道に1か所、それと高原通りからローソンがありますけれども、少し国道側に向かったところに2か所実施しました。かなり桔梗小学校等のお子さんたちの通学路になっていたところですが、反響について、具体的なスピード等を測定したわけではないのですが、地元の区長とかPTAからは、大分スピードを落として安全な道になったというような評価をいただいております。

○柴田博委員 それから、ゾーン30の設置については、保育園の周りですとか、学校の周りとかあちこちにあるのですが、どれぐらいの範囲以内のところに設置というか、道路に書いているわけですか。

○建設課長 ゾーン30の範囲につきましては、特に明確にこうしなければいけないという決まりはないのですが、基本的には、幹線道路を入れてしまうと、そこに時速30キロの規制をかけるというのは非常に困難なことになりますので、幹線道路の範囲の中で、さらに通学路に指定されているエリアです。市内で実績として多いのは、おおむね1キロぐらいの範囲の中でゾーン30を指定するということです。それと、今後、ゾーン30の指定をするのに際しては、地元関係者ですとか警察、国も入れて、しっかりゾーン30にすべきか、したらどういった対策をするのかということも含めて検討をなさいたいという指導もあります。それに関しては、単に路面標示でスピードを落とせというだけではなくて、先ほど言ったハンプですとか、物理的にもスピードが落ちるような方策を一緒にすることによって、ゾーン30の指定が行えるという形に近年変わってきておりますので、現在は、そういった取扱いをさせていただいております。

○柴田博委員 私の家の近くにも路面に書いてあるところがあるのですが、自分はなるべく気をつけて通っているつもりですが、30キロというとかかなり低い速度で、あまり考慮されていない気がするのです。どこにこういう記載があって、こういう記載があったら時速30キロ以下で走ってくださいというお願いなどは、市民に対してはどんなところでやっているわけですか。何か取り組みはしたのでしょうか。

○建設課長 まず、ゾーン30のエリアに関しては、出入り口のところに専用の看板と、それと路面標示で30ということでやっております。都市計画によります交通指導員などが立って、減速のお願いをしていると共に、それでも効果がなかなか薄いといったところに関しては、警察も協力して、今後、取締りの対象にしたり、そういった形で規制を守っていただけるような取り組みを、交通指導員を中心にやっております。

○柴田博委員 それは取締りの対象になるのですか。

○建設課長 警察の規制がかかっておりますので、それ以上のスピードで走れば、交通違反になります。

○柴田博委員 ハンプですけれども、2か所だけということですが、これから順次増やしていくという方向になるわけですか。

○建設課長 交通安全事業では2か所でしたけれども、令和2年実施しました志学館高校の横の道路を開けた際には、3か所ほどハンプを設置しております。我々は、これが今までの路面標示よりもかなり効果があるという認識でおりますので、今後、周りの住居に騒音とかなりますが、そういった了解が得られる中ではかなり効果がある道路、減速させるためのデバイスになるということで、要望があれば、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 決算に載っているものですから、関連で。喫緊でやってもらいたいものですから、今年度の話になりますが、奈良井川水系の改修のところで、今村橋の南側のところ、今回の停滞前線8月の豪雨で道路が決壊し、いろいろな被害が出ております。広丘地区の車の流れが変わってしましまして、あそこの橋も通れなくなって、あるいは河川道路が通れなくなっているものですから、堅石橋とか郷原橋とか、あちこちで渋滞が発生しているということで、あの河川道路がいつ頃できそうかという目安は、県とかどこかから出ているかどうか、地元から聞かれていますので、教えてください。

○建設課長 今村橋の関係につきましては、8月の豪雨災害によりまして、仮設道路も不通になってしまっているということで、現在は、昼間ですが、整備し直している新しい橋のほうは歩行者と自転車を通しているという状況です。9月21日、仮橋に歩行者と自転車が通れるような形で仮に復旧しまして、新設の橋梁を今進めているという話を聞いています。ただ、あまりにもこの渋滞が地域に与える影響が大きいということで、確定しているわけではありませんけれども、今村橋の仮橋に普通車等をいち早く通して、渋滞、混乱を避けるような検討も今、県を中心にやっていたらという情報は得ています。

○西條富雄委員 市民タイムスを使ってでもいいから、何かアナウンスしてもらいたいのですが、その辺のことは考えていますでしょうか。

○建設課長 県の管理下になりますので、また県に要望させていただきますが、先日、塩尻市においても広丘地区の区長会で県から説明を受けました。地元へは回覧等で周知するという動きもやっております。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 191ページの統合型GISですけれども、これは継続して修正されていくのだと思うのですが、どの範囲を把握されているのか。利用はほかの目的で、土木関係以外でも使えるのかどうか、教えていただきたい。

○建設課長 担当の係長より答弁いたします。

○建設係長 統合型GISですけれども、市内全域の区画を区切って更新をしております。特に中心市街地などの家の移動の激しいところから中心にやっております、いわゆる郊外の部分につきましては、あまり大きな地形の変化はありませんので、大きい区画は年次を遅くといいますか、頻度を少なくしてやっております。そのほかの利用につきましては、上下水道ですとか、配管の地下埋設物の管理とか電柱とか専用物件の位置を落とすな

どに利用しております。

○小澤彰一委員 なぜこれを聞いたかという、今度の災害で、大分沢筋の奥のほうが崩れている。ああいうところは、実際に歩いていかないと見えないと思っていたのですが、土砂崩れの箇所みたいな、こういうものでは把握できないのでしょうか。

○建設係長 その辺につきましても、地形の変化についてはある程度取れると思っております。それから、危機管理課などの情報についても、それぞれレイヤーという形で、重ねて整備をしていくということです。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 最近道路を走っていても、舗装が、特に歩道整備やったところの舗装などはクラックが入ったり、亀甲と言うのですが、亀の甲みたいになった舗装が結構多いのです。特にカーブのところなどはそういう現象が起きている。生活道路とか維持補修が必要な舗装工事とか歩道整備とか、この決算説明資料の課題のところを見ると、予算不足だとか、そういうことを書いてあるものですから、ぜひ、これは新年度予算のときに考えてもらって、生活道路については、維持補修をしっかりとやるということは大前提だと思いますので、要望ですが、よろしくをお願いします。

○建設課長 確かに市内全体で舗装はかなり損傷しているところもあります。当然市の財政上の問題もありますが、今、国の緊急対策の中で、道整備交付金ですとか自然災害の起債、かなり交付税措置がいい起債で、舗装であったり、水路だったり、取り組める体制になっておりますので、市の財源は限りがありますので、国の交付金ですとか起債事業をうまく使う中で、最大限の効果を出せるよう、積極的な舗装工事には取り組んでいきたいと考えております。

○企画政策部長 若干、補足をさせていただきますと、本年度の当初予算の確かな暮らし創造枠ということで、道路の維持補修については5,000万円の枠を当初予算に位置づけているということでありまして、間もなく始まる行政評価においても、DX推進事業とは別に、市民の皆様の暮らしを向上させる事業、これはハード、ソフトに関わらず、特別枠で取っておりますので、その枠の中で具体的な対応をしてもらいたい、予算編成につなげてもらいたいと考えております。

○副委員長 先に部長に言われてしまいましたが、市長の実質収支だとか、要は今回の決算の剰余金の黒字の問題で、黒字幅が大きくて、財政上の安定だとか健全経営という観点ではいいのですが、一方で、私たちは市民と話をしていると、区長が幾ら要望をしても直してもらえないという話だとか、これは担当の維持係の皆さんがすごく苦勞していることは私よく分かっているのですが、そういう声が本当に聞こえてきます。そういうことの中で、実質収支があればあれば、そのうち維持補修に充てる。それを今、企画政策部長は、新年度予算の対策で先回りして言ってくれたのですが、横沢委員とかが言われたのはみんな多分同じだと思うのです。黒字幅あるいは基金の積み増しとの兼ね合いでやるべき部分は投入していくということで、決算ですからあえて聞きますが、いかがですか。

○企画政策部長 確かに副委員長おっしゃるとおり、決算の歳入歳出の差引きは12億円余の黒字でありますけれども、これは財政調整基金からの取崩しの6億円を全額戻していないという、見かけ上のことでありまして、実質は1億5,000万円を超えるということです。このコロナ禍において、コロナ対策で財政調整基金を取り崩したにも関わらず、1億5,000万円を残したということは経常経費の徹底的な削減等によるもの、あるいは財源の

確保によるものということでありますので、この財源をいかに有効に使っていくかということでありますが、令和5年度までの財政フレームを立てております。その中には、財政調整基金を最低30億円確保している。それは起債の未償還残高を本年度末を上限にして、それを上回らないようにしていくという計画を立てておりますので、その中でどの事業に何が必要か、どういう資源を配分していくかということについては、本議会の御意見を承りまして、行政評価でしっかり定めていきたいと考えております。

○副委員長 ぜひお願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 輸送対策事業の地域振興バスでお聞きしたいのですが、地域振興バスの運行に対して、市の一般財源から約1億円出ているのですけれど、これは恐らく国から交付税措置がされていると思うのだけれど、その辺どのくらい出たか分かりますか。

○財政課長 運送の関係ですけれども、おっしゃるとおり、特別交付税の措置があります。特別交付税の算定の中で、対象となる事業費が9億8,000万円余となっております。そのうち8割が特別交付税の対象ということで、これはルール化されているものですが、ここに0.769という財政力による補正がかかっておりますので、結果、令和2年度の特別交付税としての措置ではおおよそ6,000万円という状況です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。なければ、199ページまでは終了といたします。

次に、199ページから土木費の最後209ページまでの質疑を行います。ありませんか。

○永田公由委員 空き家の関係でお聞きしたいのだけれど、決算説明資料で、空き家の壁が落ちたりとか屋根の瓦が落ちたりとか、樹木が繁茂してしまっているようなことに対して、例えば区なりから要請があった場合、これは市で所有者に対して何とかしてくださいということを送ってくれるわけですか。

○建築住宅課長 おっしゃるとおり、私どもの空き家調査で所有者が分かっているところにつきましては、こちらから、こういう要請がありましたので対応をお願いしますという形をお願いをしております。

○永田公由委員 やってくれるのですか。

○建築住宅課長 はい。

○永田公由委員 それと、ここにあるように特定空き家の解体、いわゆる強制執行で行政側が解体をして、費用は後から所有者に求めるという例はありますか。

○建築住宅課長 現在、私どもではまだそこまではいってはおりません。まだ勧告という状況で、所有者の方とお話をしつつ進めているという状況です。実は今4軒ありまして、そのうちの2軒はまだ相続関係がきちんとしていないもの、あとの2軒につきましては、所有者の方とお会いできていないもの。市外に出られているという方がいらっしゃいまして、手紙等を差し上げても、どうしても私どもとコンタクトが取れないという状況です。

○永田公由委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○平間正治委員 公園管理の関係で、具体的に言うと、北部公園の西側に水が流れているところがあります。たまたま私がいるときに、短時間の間に、子どもたちが何人も転んでいるのです。川の中で滑って転んでいる。何かと思ったら、藻みたいなものが掃除されていなくて、足を突っ込んだらすごく滑るのです。たまたまうまい具合にスライディングみたいになって、ももをすりむいたとか、その程度で済んだのですけれど、後頭部を打った

ら、相当大変なことになるのだなと思って見ていました。小学生くらいになると、ぼんぼん走りまわっているし、小さい子どももいたりしたので、そういうところの使用開始に当たっての管理、期間中もそうですけれど、遊具の点検などはされると思うのですけれど、そういう部分の危険箇所についての対応はどのようになっているかお聞きします。

○都市計画課長 北部公園の親水水路につきましては、一応公園パトロールで日常管理をしております。特に7月、8月の時期については、公園パトロールが、実際にその藻があまりに多くなったときは洗浄をかけて取っているのですけれど、どうしても河川から水を引いておりますので、雨が降ったときに、そういった濁り水を流してしまうことによって、どうしても土砂がたまったりですとか、藻が生えやすいといった現象が起きているのが実態です。根本的な改修については、私どももメーカーを入れて研究しているところなのですが、試行しても、どうしても藻がついてしまうといった実態がありまして、なかなかまい防止策がないというのが実態です。なので、今のところは公園パトロールにおいて、できる限り清掃数を増やして対応していくということしかできませんので、その辺をしっかりと管理していくようにしたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○平間正治委員 それと、公園の中の遊具が非常に危険になっているので、それを申し出たら、直してくれるかと思ったら撤去されてしまったという話で、使っている人たちはそれが修復されるのを期待しているのに、撤去されてしまったということなのです。それと、使用禁止のままになっているのが結構あるのです。ああいうのも直す必要があれば直す。既製品の遊具ももちろんありますけれども、何か少し土を二、三メートル積み上げて、下はトンネルになっていて、上に登れば高いところに登れるようなものも使用禁止になっているところが何か所かあると思います。これは直接都市計画課の担当かどうかは別にしても、全体のこととして、通学路の危険箇所だけが危険ではないので、子どもたちがこういう遊ぶ場所というのはよく注意をして、安全に努めていただきますように要望しておきます。

○柴田博委員 今の北部公園の水路の関係ですけれど、現状で水を流しているのは、いつ頃の期間でどの時間帯か分かたら教えてください。

○都市計画課長 基本的には、冬期間はどうしても寒くてポンプに異常等が出やすいので止めているという形ですけれども、4月に入りまして、1度清掃をかけて水を上げ始めます。大雨が降って、あまりにも大水が出て濁っているようなときには、その都度、朝にポンプを止めて、状況を見ながら水を流すといった管理をしております。基本的には、流し始めますと、11月の終わりくらいまでずっと流しっぱなしといった管理をしております。

○柴田博委員 1日の間で止めるということではなくて、動かし始めれば、11月くらいまでは流しっぱなしということですか。

○都市計画課長 そのとおりです。

○柴田博委員 私、この夏、ほぼ毎日くらいあそこへ行ってあの辺を歩くのですけれど、水が流れているのを見たことないのですが。

○都市計画課長 雨が降って、奈良井川から水を引っ張っておりますので、奈良井川が濁っているときにはもう止めっぱなしで、長期間止まるといったときもあります。

○柴田博委員 いいです。

○丸山寿子委員 今の公園の水辺については、子育て中の方に、掃除をしっかりやってほしいということはよく

言われていました。芳川公園とかも近いものですから、どうしても比べられてしまうところもあって、衛生上とか滑るとか、そういったことでは割と今まで言われました。今年はそういう方と会ってないのですが。なので、先ほど改修工事がということもおっしゃっていたのですが、仕組みを工夫するか何かしないかどうなのかという思いがします。保育園か児童館か何かでごくまれに掃除をしてくれて、使ったというのを過去に聞いたことがあるのですが、過去においては、本当に掃除がしょっちゅう必要な状況かなと、そういう話を聞いています。

○都市計画課長 多分5年くらい前にも、同じようなお話で、管理を徹底するしかないという形で答弁させていただいたかと思います。河川から水を引っ張っているということで、自然にはなかなか勝てないというのが実態ですし、そのときにも、少し水道水を入れる地下工事の話もさせていただきました。芳川公園はたしか地下水を上げていますのでかなりきれいな水で、そういった藻が生えてこないという形です。塩尻もどこかそういったものを造ったらいいのではないかというお話もありましたので、そのときには北部公園でも検討させていただくといった答弁をしたことを私も覚えております。今回、そういった部分については、小坂田公園にきちんと水道水を使った水遊び場を設ける予定でおりますので、そういったところをぜひ活用すると共に、北部公園については、今の状況の打開に向けて、私どもも検討、研究をさせていただいて、市民が安全で遊びやすい公園の環境を整えていくといったことで進めてまいります。

○小澤彰一委員 以前、奈良井川の漁業協同組合の方から、何とかクチビルケイソウという藻が繁茂するという、温度が低くなると発生して、大変な量で、琵琶橋の辺りなどは大変だという話を聞いたことがあります。奈良井川の水を引いている限り、それは解決しませんよね。だから、きちんとした地下水を使うとか清浄な水を使わないと、子どもの健康にも関わる問題なので、ぜひ気をつけていただきたい。ぜひ専門家の知見も入れていただかないと、ただ清掃するというのは、力づくで解決しようと思っても駄目だと思うのです。

別の質問ですけれど、さっきの空き家の件で教えていただきたいのですが、空き家の解体について23件、1,128万円余使っているのと、下のほうでブロック塀の撤去あるいは改修、これに大体100万円くらい使っていますけれど、これは私的なものについてお金を出しているという意味なのでしょうか。

○建築住宅課長 そのとおりです。空き家の解体につきましては、空き家となっております個人の物件に対して、補助を差し上げて解体をしていただくということです。また、ブロック塀についても同様となっております。

○小澤彰一委員 危険なものについてですか。

○建築住宅課長 危険なものについてということです。

○小澤彰一委員 これは公費を使ってもいいという意味なのでしょうか。使ってはいけないというわけではなくて、使っているということがあるということでしょうか。

○建築住宅課長 個人の解体にかかる経費について、私どもが補助を差し上げているということです。

○小澤彰一委員 補助という意味ですか。

○建築住宅課長 補助です。

○小澤彰一委員 これは持ち主の了解が得られたということですか。

○建築住宅課長 持ち主からの申請により、私どもが補助を差し上げるということです。

○小澤彰一委員 分かりました。

○委員長 空き家条例の補助メニューですか。

○建築住宅課長 そうです。

○樋口千代子委員 203 ページの小坂田公園再整備事業についてお聞きしたいのですが、事業の進捗率は目標 11%で9%の実績ですので、ほぼコロナ禍にあっても順調に推移しているということで理解しております。また今年度、本格的に工事が始まっておりまして、どのように再生されていくのか楽しみにしております。その中で、自然博物館の移転に関しまして、もうそろそろ具体的な移転スケジュールが出てきていないと、まずは出ていっていただいて、その後に高低差のあるアスレチックを工事して、改修していくという当初の計画が実現しないわけですが、その自然博物館につきましては明日聞いたほうがいいのでしょうか。自然博物館の工事の進捗状況につきまして、建設事業部の段階の見解をお聞きしたいと思います。

○都市計画課長 自然博物館につきましては、私どものスケジュールでいくと、令和6年度の事業を予定しておりますが、いずれにしても、今、あそこの場所に自然博物館がありますので、あくまでも移転になった以降でないと、私どもの計画どおりの事業ができませんので、そちらが令和6年度の工事までに間に合うかどうかといった部分とスケジュール調整をしながら、私どもも事業を進めてまいりたいといった形で考えております。

○委員長 いいですか。

○樋口千代子委員 ありがとうございます。あとのことは明日お聞きいたします。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 205 ページの広丘駅東口駐車場事業ですが、パークアンドライドの駐車場として設置されたということで、使用料が約 600 万円という説明がありましたが、この駐車場を設置した目的からいって、現在の利用状況についてどのようにお考えになっているか、その辺聞かせてください。

○都市計画課長 広丘周辺の方につきましては、非常に人口が増えているといったことで、そちらから公共交通といった形で駅を使って、松本ですとか諏訪方面に仕事に行かれる方が多くおられますので、そういった方たちに車で通うのではなくて、公共交通をきちんと使っていただくといった意味で、あそこの場所にパークアンドライドといった形で駐車場を設置しております。今の状況は、一昨年比で 25%ほど、コロナでテレワークが出てきたことによって大分移動が減っているのですが、コロナ以前の部分につきましては、ほぼ満車の状況でありましたし、もう少し駐車場を増やしていただけないかといった声も聞かれております。また、出張時に広丘駅にとめて、そのまま出張で使われているといった使われ方もしておりましたので、ある程度設置した目的は達成できていると考えているところです。

○柴田博委員 利用実態としては、例えば1日 24 時間のうちで入庫して出庫するというケースと、今説明のあったように、日をまたいで利用するケースもあると思うのですが、その辺の割合はどうですか。

○都市計画課長 その辺につきましては、台数までは下に戻れば資料があるのですが、今現在は、ほとんど 24 時間とめている駐車はほとんどないといった状況です。それ以前は、先ほど申した出張ですとか、そういった部分で使っている車が非常に多かったと、今の段階では記憶しております。

○柴田博委員 日中の利用が多いようですが、使用料 600 万円というのは、駐車効率とかスペースの使い具合とか、その辺からいったらほぼ満杯なのか半分なのか、それ以下なのか、そういうふうに見たらどのくらいの利用状況なのでしょうか。

○都市計画課長 コロナ以前はほぼ満車でした。今は 25%減っているという形ですので、ほとんどいつでも入れ

るような状況であります。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今の広丘駅東口駐車場の関係ですが、24時間で250円でしたか。30分過ぎても250円と、何か区切りで、例えば1時間まで100円とか、もう少し小刻みな部分というのは機械的に難しいわけですか。

○都市計画課長 その辺につきましては、市民が利用しやすい料金設定にしておりますし、近隣に月極駐車場がありまして、そういった金額で、1か月30日であの辺で約4,000円、5,000円といった金額で貸しておりましたので、そういったところから1日当たり250円という金額を出しております。周りの平田駅にも松本市で設置しているところがあるのですけれど、そこも若干高いのですけれど、同じくらいの駐車料金で設定しているといったことで、設定しているところです。

○古畑秀夫委員 私はパークアンドライドで1日250円がいけないと言っているのではないです。この間あそこでとめて、30分過ぎたら250円だったもので、もう少し短い刻みで1時間100円くらいにしてというのができるかどうかということ。できればそういうのもつくってほしいし、もともとのパークアンドライドでそこへ車をとめて、できる限り環境の問題から、交通の問題から電車を利用するというのを目的であそこへつくったことに対しては賛成なのだけれど、今言った小刻みができないのかというのを聞いているのです。例えば1時間以内は100円とかいうようにならないかということ。それ以後は250円でいいと思っています。

○都市計画課長 研究したいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 提案1つと質問1つします。提案、先ほどの北部公園の水の管理のところ、次亜塩素酸ソーダの点滴器を入れて、18リットルで1,000円くらいでするので、それを自動的に点滴できます。水道水もそうなのですけれど、水道水の基準は60ppmだったか、それくらい入れると水は殺菌でき、水道水と同じです。そんなことも先は考えてみてください。そうするとぬめりが出なくなると思います。

質問につきましては、205ページの塩尻駅北土地区画整理事業についてです。市道の新設工事についてですが、あそこの新道の交通標識が何もありませんから、車の速度は時速何キロを設定しているのでしょうか。というのは、中央スポーツ公園から陸橋を渡って総合体育館の南側通って下って行きまして、歯科大の南へ下ってJA農協のほうへ行くのですけれど、その陸橋を渡る手前は40キロ制限のマークがついています。下って、その先へ行きますと40キロ制限がついています。その間何もありません。それで今度は逆に、湯之氣の坂から歯科大の東側通って、総合体育館の交差点過ぎて国道へ渡って、しおはら小児科を過ぎて行って国道に行くのですけれど、しおはら小児科過ぎたところは40キロ制限のマークがついています。湯之氣の坂からその先の部分については40キロ制限がついています。その間何も標識がないです。その辺についてはどのくらい、60キロなのかどうか。

○都市計画課長 基本的に規制につきましては、長野県の公安委員会が規制をしていますので、市でなかなか規制ができるといったところではありませんけれども、今の箇所につきましては一度確認をしております。先ほど言った北のちょうど公園のサッカー場とかあの辺については、40キロ規制がかかっております。それから先に行って、ちょうど郷原大門線を上ってきて、農協のききょうを過ぎた辺りまでの間は40キロ規制がかかっております。そこから今の永原の酒屋の交差点までについては規制がありませんので、基本的には60キロということで、

警察からはお聞きしております。

○西條富雄委員 それで周辺の高出の国道については50キロ制限なのです。その辺が、この区画整理事業の中でそういう速度制限をつくってはいけないのか、つくってもいいのかというところは、規約があつて60キロ制限なのか。実はそこは桔梗小学校、広陵中学校、皆さん通学路なのです。その辺については、通学路を考えると、周りと合わせて40キロにしてほしいという地区の要望、皆さんの気持ちもあつたものですから、あえてその辺を質問させてもらっているのですけれど、その辺の規制があつて制限をつけられなかったのでしょうか。

○都市計画課長 実は山口委員からも同様の問合せが議会前にありまして、私どもも警察にお聞きしたり、そういった問合せをしているところなのですけれども、警察としては基本的には今新たに規制を変えていくといったことは考えていないといったことを聞いています。その辺について、地域の要望といった形であれば、私どももそういった要望を受けて、警察にきちんとお話をさせていただいて要望してまいります。

○西條富雄委員 通学路ということを前提に、そちらのほうと交渉してもらえるように要望しておきます。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 209ページの耐震対策等事業と県産木材住宅普及促進事業についてですけれども、この両方を活用するというケースもあると思いますし、また、決算説明資料112、113ページにもそういったことが書かれています。耐震診断については、対象者に毎年地区ごとにダイレクトメールを出していただいているものの、診断して、いまだに工事を実施していないケース等についても書いてあります。この耐震対策等事業の一番下のところに、県産木材による改修補助が受けられる等のPRする必要があるということがあります。113ページを見ますと、建築関係の団体に補助制度の案内を送付するなどしているところなのですが、高齢者の皆さんが自分の建てた家に愛着があつて、なかなか家を直したり、立て直したりできないということを、現実には市民の方たちとの会話の中で、そういう話を聞きます。直接すぐく効果があるか分からないですが、介護のほうの目からも情報提供していただいて、介護保険を使って、例えばバリアフリーとかスロープとか、そういったことでの補助も出て、それは大きな金額ではないですけれど、一つの切り口になってきっかけになる場合があるので、福祉のほうにこちらからは情報提供するし、建築関係、設計士などにもそういった情報を流して、家庭内で話し合いができるような環境づくりもしていただけたらと思います。そのことで、災害に強いまちづくりにもつながっていくかと思えます。福祉のほうにこちらから情報提供していくことをしてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○建築住宅課長 貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。私ども、いろいろPRをさせていただいているわけですが、最終的にはいずれにいたしましても、やられる方の懐事情もありますので、いろいろなところへお話をさせていただく中で、さらにPRをしてまいりたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、209ページまでは終了といたします。

3時50分まで休憩とします。

午後3時42分 休憩

午後3時50分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に、9款消防費、210ページから213ページまでの説明を求めます。

○危機管理課長 それでは、決算書 210、211 ページをお願いいたします。9 款消防費です。決算説明資料は 113 ページ下段となります。1 項 1 目常備消防費の備考欄、広域消防負担金 6 億 5,231 万 6,258 円ですが、松本広域消防の運営に係る各種負担金です。常備消防運営のための消防費、本市への派遣職員 1 年分の人件費、高速救急業務また県消防防災ヘリコプターなどに対して、本市の応分の負担金を支払ったものです。なお、高速救急業務に係る負担金の財源でありますけれども、中日本高速道路株式会社が本市に支払った支弁金をそのまま負担金として、広域消防へ支払っている状況です。

次に、2 目非常備消防費をお願いします。1 つ目の白丸、団員等公務災害補償費 45 万 3,900 円です。消防団員等が活動時に死亡または負傷した場合の補償費、これにつきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金、いわゆる消防基金が市を通して支払いをしております。令和 2 年度においては、遺族補償年金 1 件、45 万 3,900 円を支払ったものです。

その 2 つ下の白丸、消防事務諸経費 123 万 6,369 円につきましては、市が行う消防行政事務の執行に係る各種諸経費となっております。

その下の白丸、消防団諸経費 9,504 万 9,276 円につきましては、消防団の活動に要した経費であります。団員報酬、退職報奨金、出勤交付金といった人件費のほか、団員の活動服や装備品、消防車両に係る維持管理費、消防基金への負担金、本団・分団・各部に対する運営交付金となっております。このうち、消耗品費で購入して、全団員に配付しました耐切創手袋、それから備品購入費で各分団・部に配備しました投光器、発電機、これらにつきましては、財源に国の消防団設備整備費補助金、補助率 3 分の 1 を活用して整備しております。また、備品購入費の消火栓ホースにつきましても、長野県市町村振興協会が行います地域活動助成事業助成金 100 万円を活用して購入しております。

次に、212、213 ページ、3 目消防施設費の備考欄、消防施設整備費 7,717 万 987 円につきましては、消火栓、防火貯水槽、詰所などの消防施設の修繕及び新設・移設・撤去に要した費用と、ポンプ車 1 台、積載車 1 台の消防団車両を更新した費用です。財源につきましては、これらの整備事業に対し、総額 4,630 万円の緊急防災減災事業債を充てております。

その下の白丸、消防施設整備費（繰越）383 万円ですが、こちらは北熊井大沢ため池跡地への防火貯水槽設置工事を繰越しで実施したもので、県のため池耐震化事業のスケジュールの変更に伴って繰越しをしたものです。財源には緊急防災減災事業債を充てております。

次に、4 目水防費の白丸、水防対策事業 14 万 4,000 円余です。こちらにつきましては、土のう袋、砂といった水防用資材の購入費です。消防費についての説明を終了といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、9 款消防費についての質疑を行います。委員の皆さんから御質問ありますか。

○小澤彰一委員 檜川は医療に関しては陸の孤島みたいなところですが、ドクターヘリというのは頻繁にはないですけれども、私もちょくちょく見かけるのですが、この費用というのはどこに入るのでしょうか。

○危機管理課長 ドクターヘリの運営につきましては、県が主導で、県事業で行っているものになります。

○小澤彰一委員 これは負担はいらぬということですか。

○危機管理課長 その分の市の負担はありませんで、この広域の負担金の中には入っておりません。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 奈良井宿の消火栓は30メートル置きに150基くらい設備をしていただいて、これは重伝建の対策でありますけれども、これの水槽がならい荘の駐車場にあります。これの恒常的な管理費というのは、この中で言うと、消防施設整備費の中に毎年盛られていると考えてよろしいですか。

○危機管理課長 決算書で言いますと、213ページ、消防施設費の備考欄の白丸、消防施設整備費の2つ目は点検ですけども、これの保守という形の中で、ポンプ室を含めた用水関係の点検を行っているものです。

○副委員長 令和2年度についてはそういうことで、たまたま今回の災害で、今、奈良井宿の奈良井川から水を堰で取って、途中からポンプで上へ上げています。ずっと課題なのですが、奈良井川から取る水路が土砂で埋まると、奈良井の私の裏を通っている水路に水が流れない。この間は、この水路が土砂で途中であふれて、実はそれきりになっていて、ならい荘の480トンのタンクへ水が上がらない状態になっています。区からも要望して、消防団でももちろん承知をしているのですが、災害以降、これが全然機能しなくて、非常に危ない状況です。聞くと、タンクに大体半分くらいしか水がないという状況が今も続いています。これはたまたま今年の予算でありますけれども、これは恒常的にポンプが効く状態を維持していただかないと、奈良井宿の生命線の一つでもありますので、この対策については、危機管理課長のほうでは今どの程度承知をしていますか。

○危機管理課長 今回の大雨の関係で、取水の部分にグレーチングを敷いて、そこから水がスクリーンの形で落ちて水路に水が流れていくという仕組みのところ、土砂が詰まって、現在水が行っていない状況であります。この災害の復旧ということで、この後、補正でこの部分を直す予定ではおりますが、水量が減らないと現場の工事に手が着かない状況です。秋以降の水が減った時期に、工事等ということを考えておりますが、根本的には、取入れの方式自体を考えないと、大雨のたびにこのようなことが繰り返されるのではないかと考えていますので、そこら辺、そのような形で長中期的に考えていきたいと思えます。

○副委員長 危機管理課長の言われる意味は私も分かっていると思いますが、消火栓が今十分に機能しています。これは住民生活の中では、これに頼る部分、安心感、こういったものが大きい施設でありますので、ここに一刻も早く水が流れる状況をお願いしたい。そのためには、今言うように、奈良井川の水量が減らないということも分かります。あそこは栈橋を下ろして、そしてグレーチングを開けるということをやらないといけないので、それをやるために、今言うように水量がという中では、河川の半分まで業者に重機を入れていただいて、取りあえず半分堰に埋まっている土砂を取り除くと。そうすれば水を入れられますので、これは応急的に考えていただきたいと思えます。そろそろ水が減ってきています。そのうちにまた明日、明後日降って、その繰り返しになっているわけです。また降るから駄目かという話を地元ではしていますので、チャンスを見て、業者に取りあえず応急で水が入ることができないか工夫していただきたいと思います。これは実情も分かるし、取りあえずポンプで上げられないかという話が出ていまして、ぜひそこも含めて、対応を考えていただきたいと思います。要望にさせていただきます。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 確認ですけども、塩尻市から広域消防に派遣されている職員というのは、先ほどの説明ではもう1名だけということですか。もっというらっしゃるわけですか。

○危機管理課長 この職員1名1年分というのは、市から広域消防でなくて、広域消防から消防署員ということ

で危機管理課へ来ている職員の人件費です。

○柴田博委員 逆に、広域消防ができたときに、塩尻から行った職員については、まだ何人かいらっしゃるわけですか。

○危機管理課長 広域消防になる前に塩尻市採用ということの職員が、現在、まだ12名広域消防にいらっやいます。

○柴田博委員 その方たちの給料等についての負担というのは、塩尻市にはないわけですか。

○危機管理課長 給与自体は市で直接今は負担していませんが、退職金の関係は市が応分の負担をするということで、退職報償金の関係は、直接該当者がいたときにはその分を負担しております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは、213ページまでは終了とさせていただきます。

本日はここまでとし、明日は10款から審議をいたします。大変御苦勞さまでした。

午後4時05分 閉会

令和3年9月16日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印